

第4回 戸別所得補償制度推進本部

資料

平成21年12月22日

農 林 水 産 省

農業の立て直しと食と地域の再生に向けて

平成21年12月22日
赤松農林水産大臣談話

本日、22年度に実施する戸別所得補償モデル対策の骨格が固まりました。これは、戸別所得補償制度による農政の大転換の第一歩となるものです。

我が国農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的です。

このモデル対策のねらいは、自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあります。そのため、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うことにしております。

これら2つの対策を合わせて総額5,618億円の予算を確保しました。この対策は、農政を全く新しい段階に導く歴史的な意義を持つものであると考えます。

先ずは、連年にわたり米価下落に対して有効な政策的手当がなされなのまま推移した農政に対して、すべての販売農家を対象に直接所得補てんを行う措置が導入されます。これは決してバラマキを行って不効率な農業構造を温存するものではありません。標準的な生産費を算出して、農家手取りの岩盤補償を全国的に行うものであり、効率的な経営を行うほど報われる仕組みとなっております。これにより、すべての農家が経営発展のための取組を公平に行う環境が整うこととなります。

次に、過去40年にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整政策について大転換が図られます。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦・大豆等の助成金を交付する、いわば、麦・大豆等の生産規制を行うという手法で進められてきました。一方で、それだけでは十分な効果が得られないために、生産調整に参加しない方に対して、様々な形で差別的な扱い、ペナルティ的な扱いが行われてきました。今後は、米の需給調整は米のメリット措置により実効を期し、麦・大豆等の生産は規制から解放されることとなります。40年ぶりの農政の大転換が行われるわけです。

年明けからは、農家の皆さんに対する米の生産数量目標の配分が、多くの市町村で始まります。どうかこの大転換の意義を十分認識され、地域でよく話し合って、これまでのようなペナルティ的な取扱は是非なくしてもらいたい、できる限り多くの農家の方々が喜びをもって新しい農政に参加していただきたいと存じます。

農林漁業の立て直し、食と地域の再生は、今まさに第一歩を踏み出しました。今後の本モデル対策の効果を十分に検証し、23年度からは本格的な戸別所得補償制度を導入していきます。また、新しい付加価値の創造を支援し、農山漁村の6次産業化を推進するとともに、食の安全・安心を確保します。

これらの施策を重点的、効果的に進めることにより、欧米諸国がそうであるように国民の皆様が食と緑を大切に思い、適切に位置付けられる国づくりを目指して努力していききたいと存じます。

戸別所得補償制度モデル対策の懸案事項について

1 米戸別所得補償モデル事業

(1) 交付単価

定額部分の交付単価については、15,000円/10aを全国一律単価として設定し、当年産米の販売価格いかににかかわらず交付する。

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg / 10a ÷ 60kg)	15,238円 / 10a ≒ 15,000円 / 10a

(注)

- ① 「標準的な生産に要する費用」については、平成14年産から平成20年産の米の生産費統計における経営費と家族労働費(8割)の7年中庸5年の平均。
- ② 「標準的な販売価格」については、平成18年産から平成20年産の全銘柄平均の相対取引価格の3年平均から流通経費等を控除したもの。

(2) 生産数量目標の達成を調整水田等の不作付により行う場合の扱い

- ① 米戸別所得補償モデル事業については、主食用米の需給調整を通じて食料自給率の向上に寄与するものであることから、本事業の実施により調整水田等の不作付が増加することは適当でないとの考え方に立ち、調整水田等の不作付による生産数量目標の達成は認められないとの考え方を前回示したところ。
- ② これに対して、生産現場からは、
ア 麦、大豆の転作作物が馴染まない湿田地帯では、需給調整の

達成のためには、調整水田等で対応せざるを得ない
イ 中山間等の条件不利地域では、傾斜地、不整形、小区画のほ
場が多く、誰も引き受け手がいない水田があり、そのような水
田は不作付地とならざるを得ない
ウ ブロックローテーションの取組により、連作障害を防ぐため
に一時的に調整水田の態様をとらざるを得ないケースがある
等の実態があるとの意見が出された。

- ③ また、調整水田等の不作付地が全くないことを交付要件とする
ことは、これまで交付金の対象外であった水田を含めてすべての
水田の利用状況等を確認しない限り交付金が交付されないことと
なり、現時点では、対応が困難である。
- ④ このような状況を踏まえ、生産数量目標の達成に当たって調整
水田等の不作付の対応を一定の場合に認めることとする。
- ⑤ しかしながら、不作付地をできる限りなくし、水田が有効に活
用されるような環境を整えていくことは、我が国の自給率向上の
みならず、地域農業振興の観点からも重要である。
- ⑥ このため、農業者が不作付地を持って生産数量目標を達成する
場合には、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにし
た上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市
町村に提出し、認定を受けるものとする。
- ⑦ これを受けて、モデル対策の実施期間に、市町村、地域協議会、
地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後、地
域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。
併せて、市町村は地域協議会と連携して、農業者ごとの水田情
報（水田台帳）の整備を進めることとする。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) その他作物の単価設定方法

① その他作物 1 万円/10 a 部分については、野菜、果樹、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、柔軟に交付対象作物・単価を設定できる仕組みとする。

② 具体的な仕組みについては、次のとおりとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

対象作物は、戦略作物以外の作物を基本とする。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価の設定

制度の分かりやすさの観点から、都道府県内で一律の単価とし、その他作物の面積×1万円/10 a の範囲内で対象作物・交付単価を設定する。(交付単価の増減により1万円/10 a 以上の単価設定も可能)

この場合のその他作物の面積は、直近の交付面積を基に見込むものとする。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内におさまるよう、単価を圧縮して農業者に交付する。

(2) 激変緩和措置

現行の産地確立交付金において、水田利活用自給力向上事業の交付単価(麦・大豆3.5万円/10 a、野菜等その他作物1万円/10 a)以上の高単価を設定していた地域の中には交付額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなる地域が生じるおそれがある。

このため、23年度の制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、総額310億円の激変緩和措置を講ずる。

① 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物1万円枠を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物1万円枠を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

イ 麦・大豆・飼料作物間での単価調整

全国統一単価としている麦・大豆・飼料作物について、都道府県段階で、3作物間の単価調整を可能とする。

具体的には、これまで単価の低かった飼料作物分の財源を活用し、麦・大豆への単価上乘せを可能とする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

新規に実施する二毛作への助成により、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

② 激変緩和調整枠の設定

ア 調整枠

上記ではカバーできない交付額の減少分への対応として、水田利活用自給力向上事業の中で、260億円の調整枠を設ける。

イ 調整枠の県別配分

- ・ 地域協議会レベルの交付額の減少分の県別合計額に応じて配分する。
- ・ その際、上記①のイとウによる効果を県ごとに見込み、その効果分を差し引いて配分する。
- ・ ただし、①のイとウの効果により配分額がゼロとなる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

ウ 運用

国と協議の上で、都道府県段階又は地域段階で交付対象を決定し、これまで確立されてきた産地の生産体制を維持するため

の支援を実施する。

なお、交付金の交付は、国から農業者への直接支払とする。

(2) 新規需要米に転換する場合の扱い

- ① 水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換を行う場合には、作付品目にかかわらず交付される固定払と自給率向上事業の8万円/10aの交付金が同時に交付される可能性がある。
- ② これは、支援水準として高すぎるばかりでなく、自給率の低い麦・大豆の生産が減少することになるため、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換した場合には、当該転換部分は自給率向上事業の交付対象としないとの考え方を前回示したところ。
- ③ これに対し、生産現場からは、
 - ア 転作作物の連作障害の防止等生産性向上の観点から、ブロックローテーションにおいて麦・大豆の一部を転換し、輪作体系の中に新規需要米を組み込むことが必要な場合がある
 - イ 麦・大豆の生産に不向きな湿田等においては、品質や収量が劣ることから、実需者ニーズに応じて他作物への転換が必要な場合がある等の実態があるとの意見が出された。
- ④ このような状況を踏まえれば、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合に自給率向上事業の交付を一律に排除することが、逆に需要に応じた生産性の高い水田農業の展開を阻害する場合もあると考えられる。
- ⑤ したがって、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付の転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払について、当該農業者が交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の8万円/10aの対象とする。

戸別所得補償モデル対策の説明会スケジュール

	スケジュール	備考
12月28日	全国説明会 （本省7F講堂）	
1月3日の週		
10日の週	ブロック別説明会 （12～15日、18～20日） （政務3役ご出席）（農政局主催）	
17日の週		
24日の週		
	ブロック単位説明会終了次第、 県別説明会 （2月中旬まで順次） （本省幹部出席）（農政事務所主催）	
2月上旬	市町村等説明会 （農政局・農政事務所出席）	
中旬	↓	
下旬		
3月上旬		
中旬	↓	
下旬		

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618億円】

I 戸別所得補償制度が目指す方向

食料自給率の向上は、我が国の主要課題。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。
- 平成22年春に策定する食料・農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持っている。
(10アール当たりカロリー生産性が日本は欧米の2~3倍)
- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。

米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

Ⅱ 平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資する。

1 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

水田利活用自給力向上事業【2,167億円】

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

(1) 交付単価

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	—

(2) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とする。

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

米戸別所得補償モデル事業【3, 371億円】

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する。

(1) 交付単価

定額部分 (10a当たり)	1万5千円 (標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

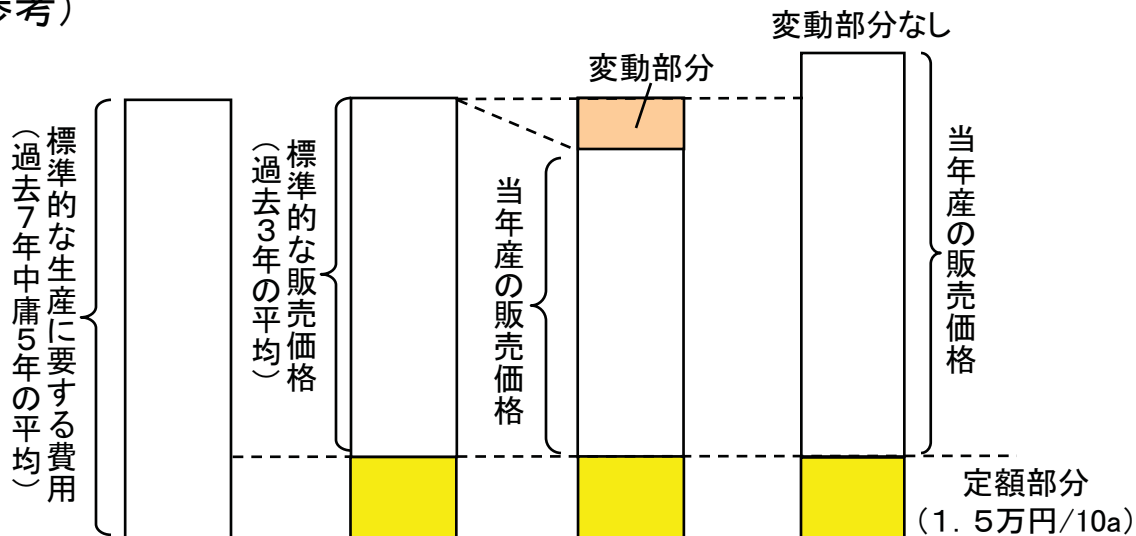
(2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

(2) 統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

関連資料

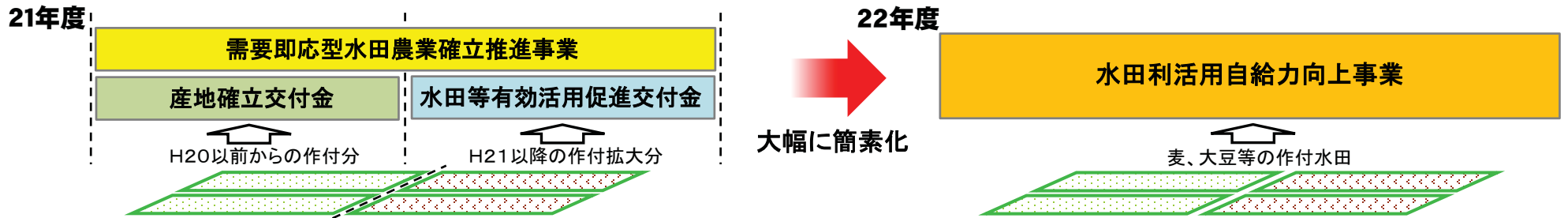
- 1 自給率向上事業の概要
(参考1)水田利活用自給力向上事業による農家の収入
(参考2)「二毛作助成」の扱い
- 2 米のモデル事業の概要
- 3 戸別所得補償制度推進事業の概要
- 4 自給率向上を図る上でのポイント

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業)
2,167億円

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し（イメージ）



事業の仕組み

① 交付金単価

水田での作付面積に応じ、**全国统一単価**（その他作物を除く）で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

② 交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- ① これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- ② 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国统一単価で交付（その他作物を除く。）。
- ③ その他作物に対する交付は、単価（10,000円/10a）に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- ④ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成（戦略作物15,000円/10a）を実施。
- ⑤ 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を引き続き交付。（21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円）

(参考1) 水田利活用自給力向上事業による農家の収入 (10a当たりイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入	販売収入 (流通経費除く) ①	経営所得 安定対策 相当額 ②		水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+②+③ +④	経営費 (副産物価額差引) ⑥	所得 ⑤ - ⑥
			うち 成績払						
小麦(田)	/	12	40	13	35	—	87	45	41
大豆(田)		21	27	7	35	—	83	42	41
米粉用米	42	25	—	80	—	105	62	43	
飼料用米	20	9	—	80	—	89	62	28	
[わら利用の場合]	20	9	—	80	13	102	62	41	
主食用米	/	106	—	—	—	106	80	26	

注1) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg:現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格)を用いて算定。

注2) 単収は、米粉用米530kg/10a(水稻の平年単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。

注3) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。

注4) 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産物)。

注5) 経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算。

注6) 飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金(上限)。

注7) 面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算。)

(参考2)

「二毛作助成」の扱い

二毛作助成（1.5万円/10a）の対象作物については、食料自給率の向上を図る観点から、麦・大豆等の戦略作物の組み合わせによる二毛作を対象とする。（野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象から除く。）

二毛作助成単価

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・ 主食用米	+ 麦	(米モデル事業)	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 麦	3.5万円	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 野菜	3.5万円	+ -
・ 麦	+ そば	3.5万円	+ 1.5万円
・ 麦	+ 野菜	3.5万円	+ -
・ 米粉・飼料用米	+ 麦	8万円	+ 1.5万円
・ 米粉・飼料用米	+ 野菜	8万円	+ -
・ 野菜	+ 野菜	1万円程度	+ -
		(地域単価)	

二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・ 米粉・飼料用米	+ 米粉・飼料用米	8万円	+ 1.5万円

稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産としてカウント(収穫年で整理)する。

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
(当年産) 主食用米	-	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

(当年産) 米粉・飼料用米	-	8万円	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

※ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を別途交付。（21年度の全国平均で小麦約4万円、大豆約2.7万円）

(参考)

戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米をいう。

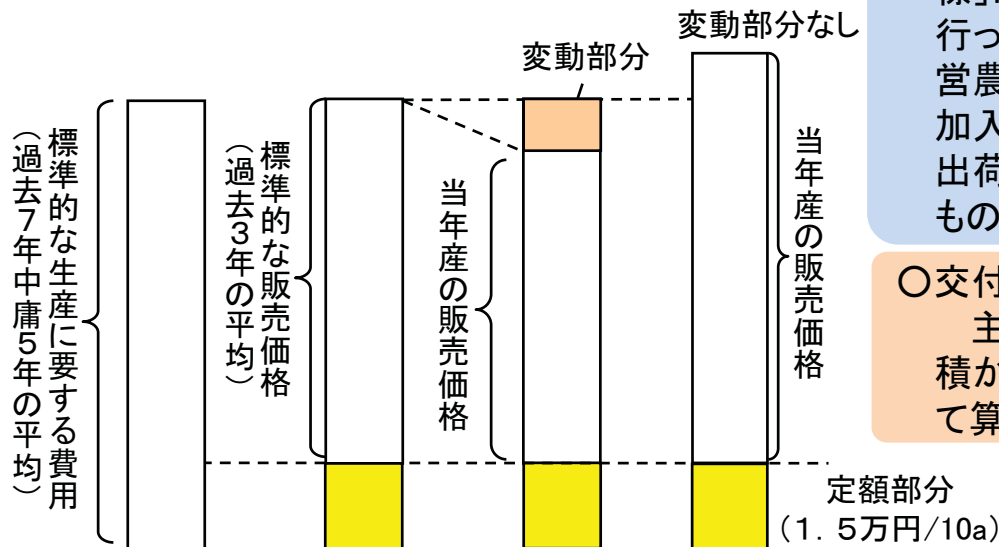
2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業)
3,371億円

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



○交付対象者
米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

○交付対象面積
主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを経由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- ⑤ 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

3 戸別所得補償制度推進事業の概要

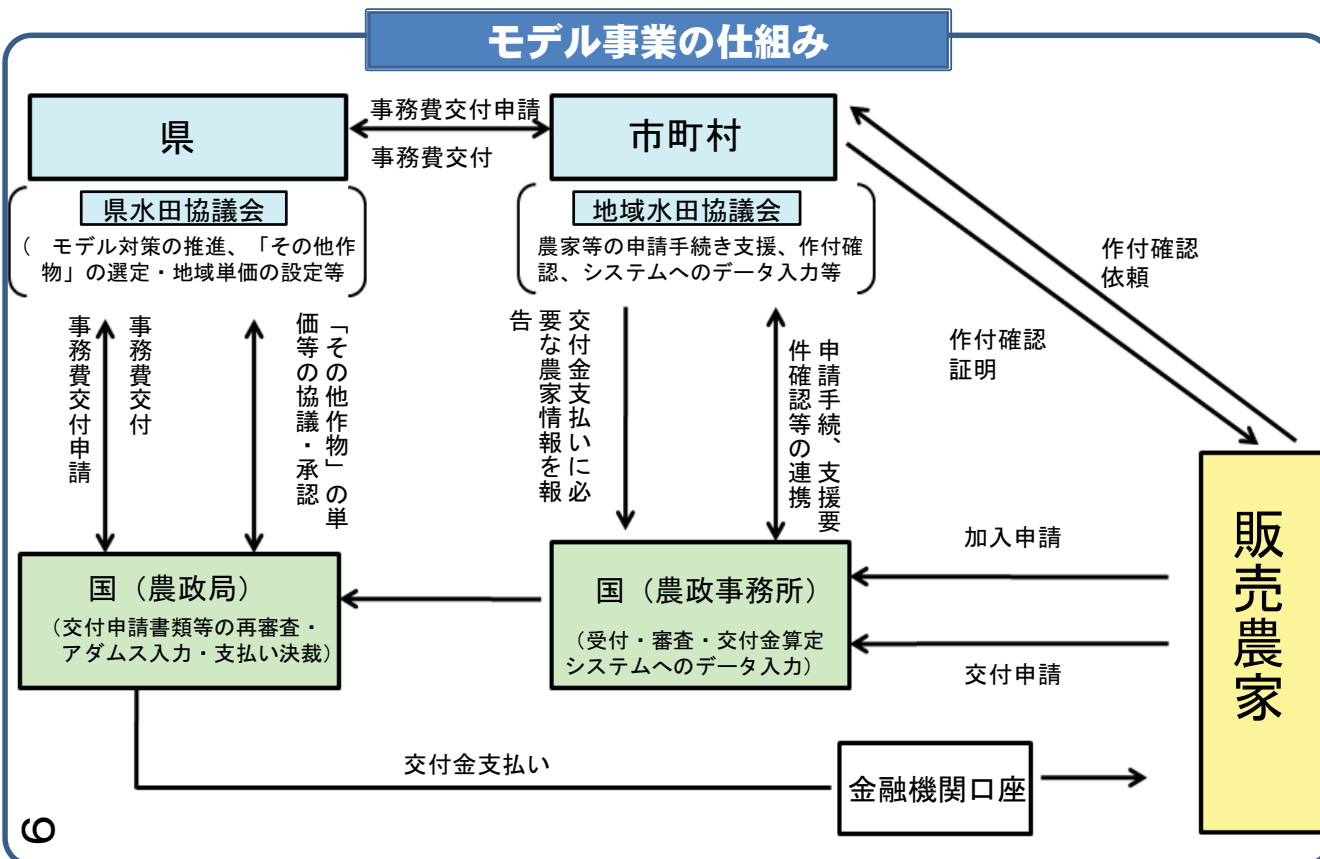
76億円

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要な、システム開発や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う都道府県や市町村等に対し必要な経費を助成する。

＜都道府県、市町村段階＞ 制度周知のための説明会の開催、実施計画書の配布・回収・記載内容の電算処理、作付確認等の事務に要する経費を助成する。

＜国段階＞ 制度周知のためのパンフレット等の作成、説明会の開催、交付申請から直接支払事務の執行に必要な入力システム開発や臨時雇用などの体制整備を行う。

モデル事業の仕組み



推進事業のポイント

①都道府県段階

- ・市町村段階に対する説明会、指導・助言事業の推進 (本格実施準備分含む)
- ・水田利活用自給力向上事業の「その他作物」の地域単価の設定
- ・モデル事業効果検証アンケートの集計 等

②市町村段階

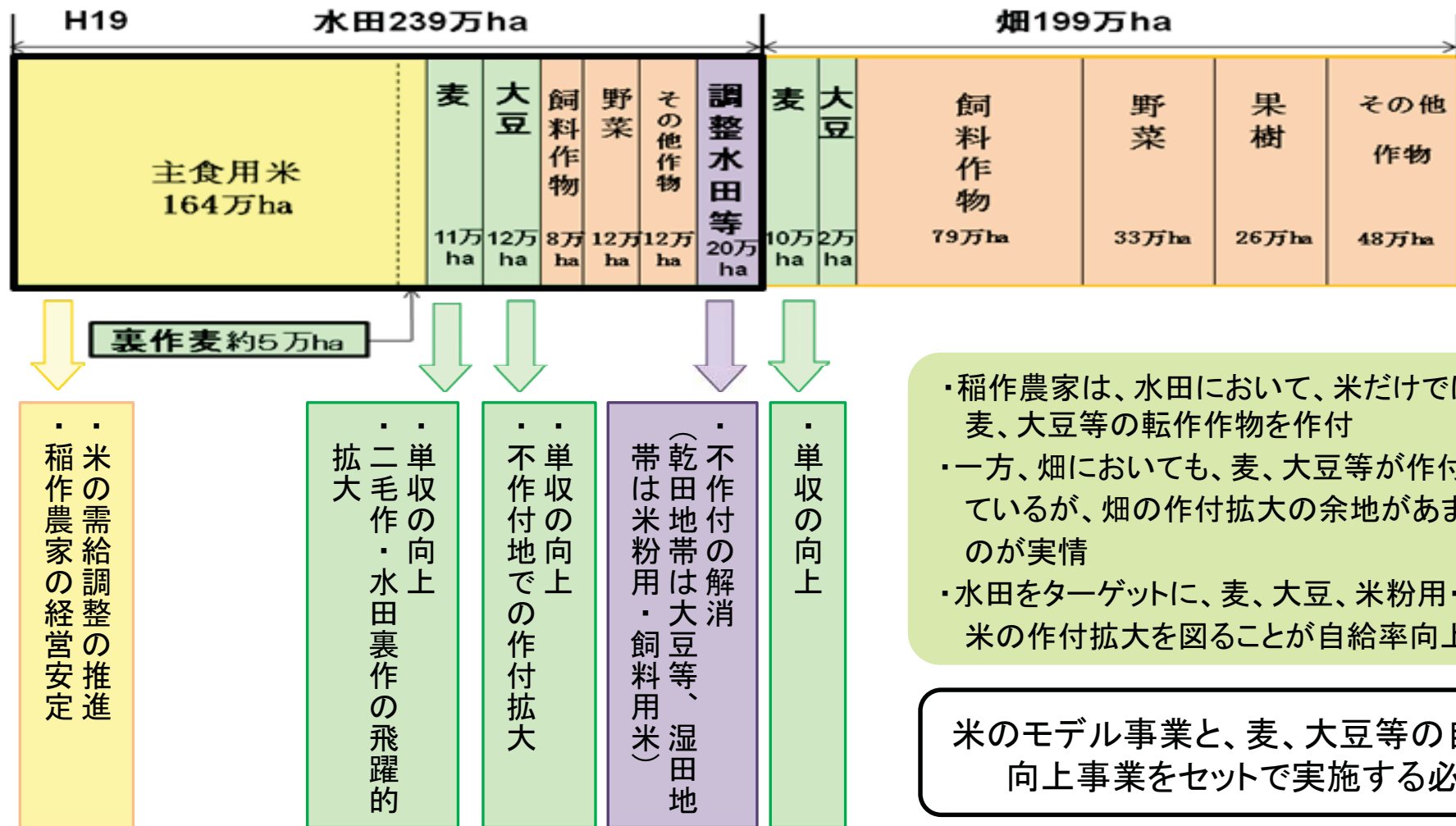
- ・農業者に対する説明会及び現地指導 (本格実施準備分含む)
 - ・実施計画書の配布・回収、データ入力 (雇用人件費)
 - ・作付状況の現地確認
 - ・農政事務所に提出するデータ出力のための既存システムの修正
 - ・モデル事業効果検証アンケートの配布・回収及び入力 等
- (①②の交付先は、県又は県水田協議会(地域で選択))

③国段階

- ・モデル事業の普及啓発
- ・直接支払に伴う入力事務
- ・直接支払に伴うシステム開発 等

4 自給率向上を図る上でのポイント

- 食料自給率の向上の要となるのは、水田を生き活きと活用して、主食用米以外の作物の増産を図ること。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における飼料用・米粉用米の作付拡大等に取り組む必要。
- こうした課題に着実に取り組むためには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業」とセットで、「米戸別所得補償モデル事業」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支える必要。



- ・ 稲作農家は、水田において、米だけではなく、麦、大豆等の転作作物を作付
- ・ 一方、畑においても、麦、大豆等が作付けられているが、畑の作付拡大の余地があまりないのが実情
- ・ 水田をターゲットに、麦、大豆、米粉用・飼料用米の作付拡大を図ることが自給率向上のカギ

- これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきたが、この方法では需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受。
- 戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消
- 主食用米を作付けしない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上

米のモデル事業

2つの事業をセットで実施する必要

自給率向上事業

米の需給調整は米への支援で確保

これまで

- 米の需給調整を麦・大豆等への支援により確保

結果

需給調整参加農家の努力により米価を維持。
⇒非参加者にメリット

これから

- 米の需給調整は米への支援で確保

効果

参加農家だけがメリットを受ける。
⇒不公平感が解消

水田を余すことなく活用して食料自給率を向上

麦



- 水田裏作の拡大
- 単収の向上
- パン用等の新品種開発

大豆



- 作付拡大
- 単収の向上

米粉用米
飼料用米



- 作付の誘導
(調整水田等)
- 単収の向上

モデル対策に関する論点について

- 論点① 米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき
- 論点② なぜ余っている米に所得補償するのか
- 論点③ なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか
- 論点④ モデル事業なので地域限定で行うべき
- 論点⑤ 構造改革に資するものとすべき
- 論点⑥ なぜサラリーマン農家に所得補償するのか
- 論点⑦ 農家負担や地方負担を導入すべき

平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

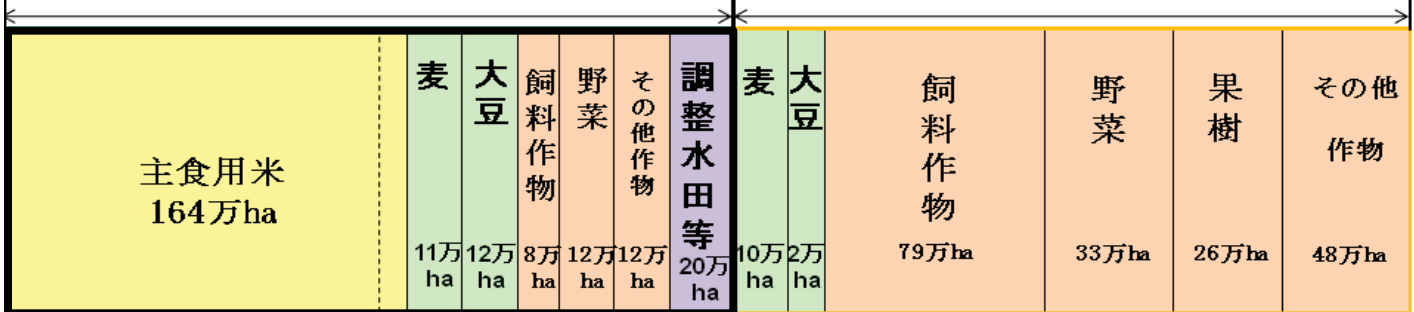
論点①

自給率をアップさせるためには、米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき

稲作農家は米だけではなく、麦や大豆などの転作作物を水田に作付（米は全国平均で約4割の転作）。一方、畑にも麦、大豆が作付けられているが、畑は作付拡大の余地があまりない。

H19 水田239万ha

畑199万ha



裏作麦約5万ha

水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付の拡大を図ることが自給率向上のカギ。

- ①米の需給調整を効率的に進めつつ
- ②麦について二毛作を飛躍的に拡大
- ③水田作の麦・大豆の単収を向上
- ④不作付水田で飼料用・米粉用米の生産を定着

自給率向上の要は、麦、大豆とセットで米に支援を行い、「水田農業の担い手」の経営安定を通じて、水田を生き活きと活用して転作作物の増産を図ること

論点②

なぜ余っている米に所得補償するのか

生産数量目標に従って米の作付を行う農家に対して、その数量の範囲で支払う仕組み。

余っている米には支払われない

稲作の担い手の所得も10年間で4割以上減少 → 稲作農家の経営継続が困難になりつつある。

担い手層の所得の推移(稲作3ha以上)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	▲41.2%

注:米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1000円と流通コスト2000円を引いたもの。

定額部分の助成を行うことにより、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する

担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5~10年後には、担い手が急激に減少。その時になって対策を講じても間に合わない。

なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか

23年度からは、本格実施することが前提

その中で、

- ①価格やコストのデータがある、
- ②コスト割れが恒常的、
- ③コスト割れを補う支援がない

といった条件を満たすのは、「米」のみ



米でスムーズに実施できれば、
他の品目の追加への道が開ける

生産コストのデータがない品目: そば、なたね、水産など
コスト割れを補う支援策のある品目: 麦・大豆等の畑作物目、
加工原料乳、肉用牛など

モデル事業なので地域限定で行うべき

米は、

- ① 全国の農家が、需給調整に取り組んでおり、
- ② 各地で、生産コストや販売価格が異なる。



特定の地域だけでは、制度が適切に機能するかを検証できない。



全国を対象とすることが必要

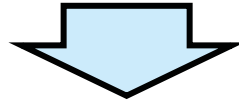
仮に地域限定でモデル事業を行うと・・・

- ① 交付金を受け取れる農家と、受け取れない農家の間で、**不公平**が生じる。
- ② これにより、需給調整が緩めば、**別の財政支出**を強いられる。
- ③ 地域別の単価にすべきとの声が高まり、**全国一律単価の導入が不可能**になる。

構造改革に資するものとすべき

全国一律の単価

- ① 規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、
- ② 販売価格を高める努力を行った地域ほど、
所得が増える仕組み



構造改革のインセンティブが働く



**一定水準まで所得を補償する
「岩盤」の導入**

- ① 担い手にとって、収入額の見通しが立つようになることで、規模拡大に取り組める環境ができる。
- ② サラリーマン農家の中からも、意欲を持って水田農業に取り組む者が出現することが期待できる。

なぜサラリーマン農家に 所得補償するのか

米の生産の大宗は、主業農家以外(サラリーマン農家と高齢農家)が担う状況

米	主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%
野菜	82%		8% 9%
酪農	95%		2 3

※準主業農家: 農外所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家
 ※副業的農家: 年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

農業を主とする担い手のいない水田集落が全体の過半を占める

北海道14%、東北23%、関東42%、北陸47%、
東海67%、近畿63%、中国四国68%、九州57%



- 1 サラリーマン農家も、食料供給と多面的機能の維持に貢献。
- 2 担い手を一気に出現させるのは無理。サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的。
- 3 サラリーマン農家を需給調整に取り込む必要。

農家負担や地方負担を導入すべき

<農家負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② コスト割れを補償する措置

〔コストのうち家族労働費は8割を算入し、残り2割分は農家の自助努力を期待。〕



農家の負担を求めることは適当でない。

<地方負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② 国から直接、農業者に支払う方式



地方負担を求める理由が乏しい。

さらには、地方財政も苦しい中で、地方の理解を到底得られない。

戸別所得補償モデル対策の骨子
(未定稿)

1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の崩壊など危機的な状況にある。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、22年度に戸別所得補償モデル対策を実施する。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) 対象農業者

捨てづくり防止の要件（実需者と出荷契約を取り交わすこと等（(5)の③））を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農とする。

(2) 交付単価

① 戦略作物

作物名	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円/10a
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲）	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

② その他作物

10,000円/10a

③ 二毛作助成

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。

15,000円/10a

(注1) 平成22年産は、水田経営所得安定対策が実施されるので、麦・大豆について

ては、上記の交付単価に加えて、生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）が支払われる。

（注2）バイオ燃料用米は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づき生産され、バイオ燃料製造業者に引き渡される米を対象とする。

（3）交付単価の扱い

① 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。

② その他作物

地域の実態を踏まえ、都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

（注）戦略作物及びその他作物の交付単価の考え方については、別紙1「水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方」を参照。

③ 二毛作助成

ア 交付対象

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。（野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象外）

イ 作付パターン

（注）別紙2「二毛作助成の対象となる作付パターン」を参照。

（4）激変緩和措置

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずる。

（注）別紙3「激変緩和措置の考え方」を参照。

（5）主な要件等

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地は交付対象外とする。

② 麦・大豆から転換する新規需要米の扱い

水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とする。

③ 捨てづくりを防止するための要件

ア 麦、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米

- ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約を含む）
- ・ 収穫を行うこと

イ 大豆、加工用米

- ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約、実需者団体と集荷業者団体との供給計画に基づく計画的出荷を含む）
- ・ 収穫を行うこと

ウ 飼料作物、WCS用稲

- ・ 畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること
- ・ 収穫を行うこと

エ そば、なたね

- ・ 収穫を行うこと

オ その他作物

- ・ 収穫を行うこと（収穫・販売を目的とする作物）、又は、
- ・ 通常の間管理等を行っていること（地力増進作物等）

（注）収穫を行ったこと、通常の間管理等を行ったことは、作業日誌等により確認する。

3 米戸別所得補償モデル事業

（1）対象農業者

米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農とする。

① 「販売農家」について

水稻共済加入者であれば、販売農家とみなす。水稻共済未加入者であっても、前年度の出荷・販売先との契約状況の申告があれば対象とする。

② 「集落営農」について

規約及び代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものを対象とする。なお、集落営農は、交付申請の際に構成農家名簿を提出する。

③ 「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用米の作付を行っていることとする。なお、確認は面積により行う。

（注）生産数量目標の換算面積は、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域単収で換算した面積である。

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10 a を控除して算定する。

なお、酒造好適米、種子用米については、自家消費に回らないことが確実と見込まれることから、10 a 控除の対象とはしない。

(注) 新規需要米、加工用米については、生産数量目標の外数として扱われるものであることから、主食用米の作付面積にカウントしない。

(3) 交付単価

① 定額部分の交付単価

全国一律単価とし、当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付する。

交付単価 15,000円/10 a

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg/10 a ÷ 60kg)	15,238円/10 a ≒15,000円/10 a

(注) 標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計(全国平均)における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年(平成14年産から20年産)中庸5年の平均により算定した。

標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年(平成18年産から20年産)の平均から流通経費等を除いて算定した。

② 変動部分の交付単価

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を交付する。

(注) 当年産米の販売価格については、当年産の出回りから1月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用する。

(4) 留意事項

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地により生産数量目標を達成している農業者は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることを要件として、モデル事業の対象とする。

なお、モデル事業の実施期間に、市町村、地域協議会、地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後は、地域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。

② 集落営農から脱退する場合の扱い

集落営農の構成農家が単独で交付金を受けようとする場合には、集落営農から脱退することについて同意が得られていることを確認できる書類（総会の議事録、代表者の同意書等）を国（農政事務所等）に提出する。

4 モデル対策の加入申請・交付手続等

（１）加入申請

本対策の交付金を受けようとする農業者は、当年6月末までに、地方農政事務所に対して加入申請を行うこととする。その際、市町村又は地域水田農業推進協議会等を通じて申請することができる。

（２）交付申請・交付金の支払い時期

- ① 本対策の交付金は、国が農業者からの交付申請を受け、農業者が指定した口座に直接支払う。
- ② 予め交付単価が決まっている米戸別所得補償モデル事業の定額部分の交付金及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、当年の10月頃から交付申請を受け付けて、早ければ年内から交付金が受けられるようにする。
- ③ また、米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付金については、本事業の定額部分の交付金と同時に交付申請を受け付け、年度内に交付金を受けられる仕組みとする。

5 推進体制

（１）推進体制の整備

戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容等の周知等をはじめ、モデル対策の交付金の申請手続等を円滑に進めるため、国と都道府県・市町村とが連携を密にし、水田農業推進協議会の機能も活用しながら、（２）に示す関係機関の役割分担に基づき、都道府県段階と地域段階が連携した取組を進めることとする。

（注）別紙4「戸別所得補償制度モデル対策の推進体制（イメージ）」及び別紙5「戸別所得補償制度に関するモデル対策の現場実務スケジュール（イメージ）」を参照。

（２）関係機関の役割分担

① 都道府県

ア 都道府県水田農業推進協議会の意見を聞いて、市町村ごとの生産数量目標の配分ルールを策定し、市町村ごとに配分

イ 関係機関と連携し、地域に対して戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知

ウ 水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定等

② 都道府県水田農業推進協議会

ア 市町村ごとの生産数量目標の配分ルールについて、都道府県に対して意見具申

イ 地域協議会が設定した生産数量目標の配分状況の取りまとめ

ウ 都道府県と連携して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知

エ 都道府県が行う、水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定に関して意見具申

等

③ 市町村又は地域水田農業推進協議会

ア 市町村が提供する地域の生産数量目標を基に、地域水田農業推進協議会（地域協議会）が農業者等ごとの生産数量目標（換算面積）の配分ルールを決定し、農業者等に対して生産数量目標（換算面積）を通知

イ 農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知

ウ 地方農政事務所と連携して、モデル対策に係る農業者等の申請手続の支援、米の生産数量目標の達成、対象作物の作付面積の確認、水田情報システムへのデータ入力等

エ 農業者等ごとの水田情報（水田台帳）の整備

等

④ 地方農政局・農政事務所

ア 都道府県、市町村等関係機関、農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知

イ 市町村又は地域協議会と連携して、農業者等の加入申請・交付申請の受付

ウ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力

エ アダムス入力、交付金の支払い

等

（注）平成23年度からの本格実施の際には、生産数量目標の設定方法等と併せて新たな制度に対応した実施体制を検討していくこととする。

6 その他の関連事項

（1）推進に要する経費

戸別所得補償制度の周知、モデル対策の要件確認等の推進に必要な経費については、都道府県又は都道府県水田農業推進協議会を事業主体とする戸別所得補償制度導入推進事業により補助する。

（2）本対策の交付金の税制上の扱い

米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、農業経営基盤強化準備金の対象とする。

(3) 米戸別所得補償モデル事業の交付金と水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除することとする。

(4) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。

このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者抛出も行わないこととする。

なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者抛出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、今後検討する。

(5) 新規需要米・加工用米の横流れ防止について

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠である。

新規需要米・加工用米の取組状況については、面積ベースで把握することとするが、それが困難な時には、その出荷売渡数量を把握し、当年の地域単収を用いて換算する等により確認する。

また、次のような措置を講じることにより、横流れ防止の徹底を図る。

- ① 食糧法に基づき、新規需要米等の用途外使用の禁止など、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールを整備したところである。
- ② 米トresa法に基づき、新規需要米等の譲受け、譲渡し時の記録を義務付ける。
なお、平成22年10月の米トresa法施行以前においても、関係者に対して周知、徹底を図るなどの取組を行う。
- ③ 食糧法に基づく立入検査を行い、違反者に対しては勧告・命令を実施する。

水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方

(1) 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。ただし、激変緩和措置として、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗せすることを可能とする。

(2) その他作物

野菜、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

戦略作物以外の作物を基本とし、都道府県内で一律に対象作物を設定する。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価設定

都道府県内で一律の単価とし、「対象作物の面積×10,000円/10a」の範囲内で交付単価を設定する（交付単価の増減により10,000円/10a以上の単価設定も可能）。この場合の対象作物の面積は、直近の交付面積を基に見込む。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内に収まるよう、単価を減額して農業者に交付する。その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \frac{\text{22年度の交付面積} \times 10,000\text{円} / 10\text{a}}{\text{(22年度の作物ごとの交付面積} \times \text{作物ごとの単価) の合計}}$$

二毛作助成の対象となる作付パターン

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
・ 主食用米	+ 麦	(米モデル事業)	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 麦	3.5万円	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 野菜	3.5万円	—
・ 麦	+ そば	3.5万円	+ 1.5万円
・ 麦	+ 野菜	3.5万円	—
・ 米粉・飼料用米	+ 麦	8万円	+ 1.5万円
・ 米粉・飼料用米	+ 野菜	8万円	—
・ 野菜	+ 野菜	1万円程度	—
		(地域単価)	

注1：二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

このため、例えば、二期作で米粉・飼料用米の生産を行う場合の助成額は次のとおり。

一期目作物	二期目作物	基本助成	二毛作助成
・ 米粉・飼料用米	+ 米粉・飼料用米	8万円	+ 1.5万円

注2：稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆

・そばを翌年産としてカウント（収穫年で整理）することとし、その助成額は次のとおり。

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
(当年産) 主食用米	—	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

(当年産) 米粉・飼料用米	—	8万円	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

激変緩和措置の考え方

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、以下の(1)、(2)の措置を講ずる。

(1) 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物助成を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物助成(10,000円/10a)を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行う。

イ 麦・大豆・飼料作物(35,000円/10aグループ)間での単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、麦・大豆・飼料作物の総交付見込額の範囲で、これまで単価の低かった飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作への支援を行うことにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

(2) 激変緩和調整枠の設定

(1)の取組を行っても、なお、交付額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の激変緩和調整枠を設定する。

ア 都道府県配分

データが整理されている平成20年度の交付金活用実績等を考慮し、平成22年度の交付推計額が減少する都道府県を対象として、その減少分に応じて調整枠を配分する。

その際、都道府県別の、(1)のイ及びウ(=麦・大豆・飼料作物間での単価調整及び二毛作助成)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、(1)のイとウの効果により配分額がゼロになる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

イ 調整枠の運用

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、配分された調整枠を活用し、これまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するための激変緩和の支援として、単価変動の大きい作物への加算措置を講ずる。

この場合、都道府県段階から地域協議会段階に対し、調整枠を配分し、地域協議会段階において加算措置の内容を設定することも可能。

《加算措置の具体例》

- ・集落営農や生産組織等に対する加算
- ・ほ場の団地化やブロックローテーションに対する加算
- ・産地確立に向けた一元集出荷に対する加算 等

(3) 単価の減額調整

(1) のア及びイ並びに (2) において、計画時点よりも取組面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、調整枠等の範囲内に収まるよう、単価を減額調整する。

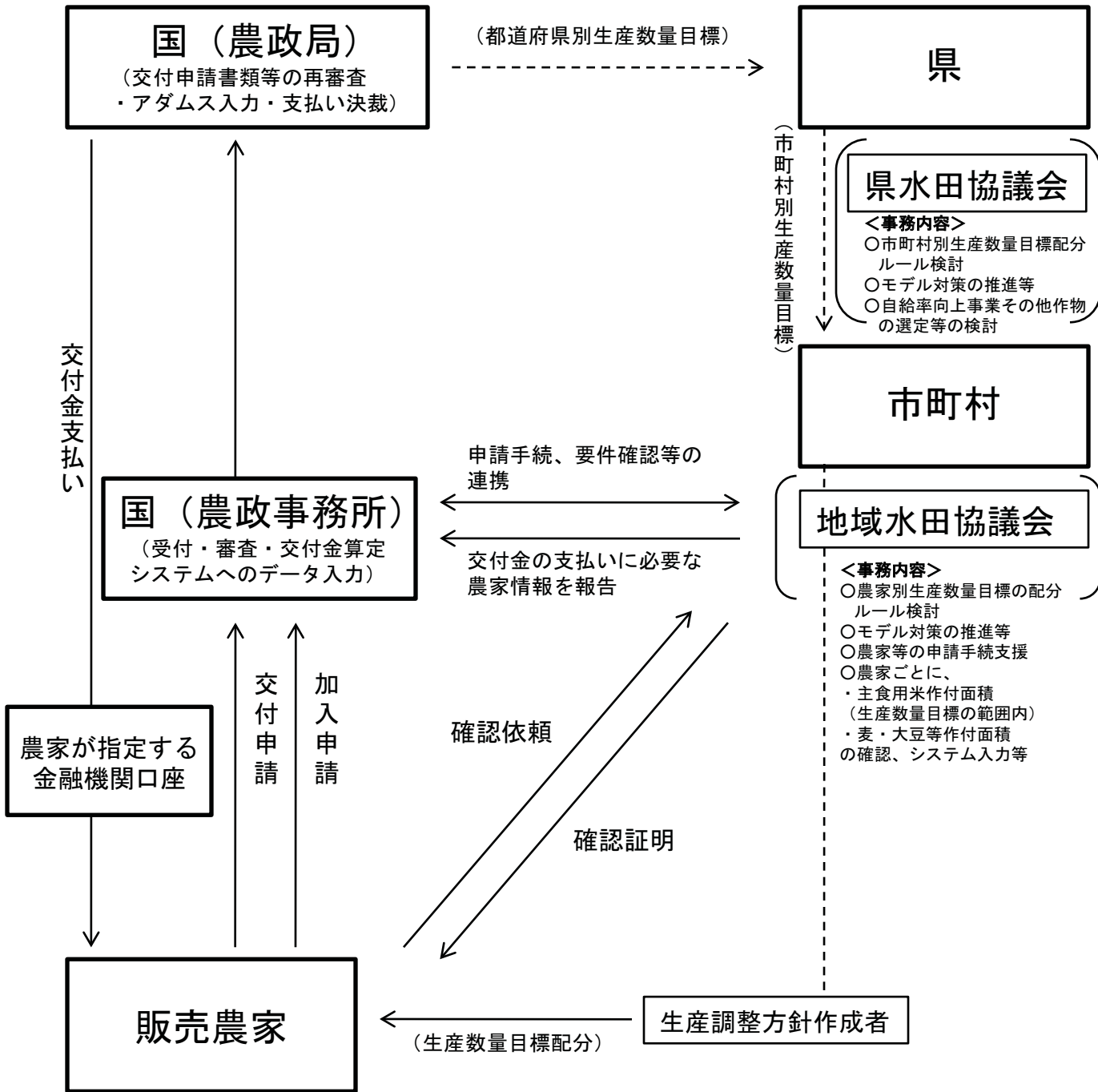
その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物取組ごとの平成22年度の交付面積} \times \text{単価}) \text{の合計}$$

(注) 市町村段階での激変緩和調整枠の交付額の扱い

市町村又は地域協議会段階で加算措置を講じる場合、農業者ごとの交付額については、市町村又は地域協議会が算定した結果を、都道府県又は都道府県協議会を通じて国（地方農政局・農政事務所）に提供する。

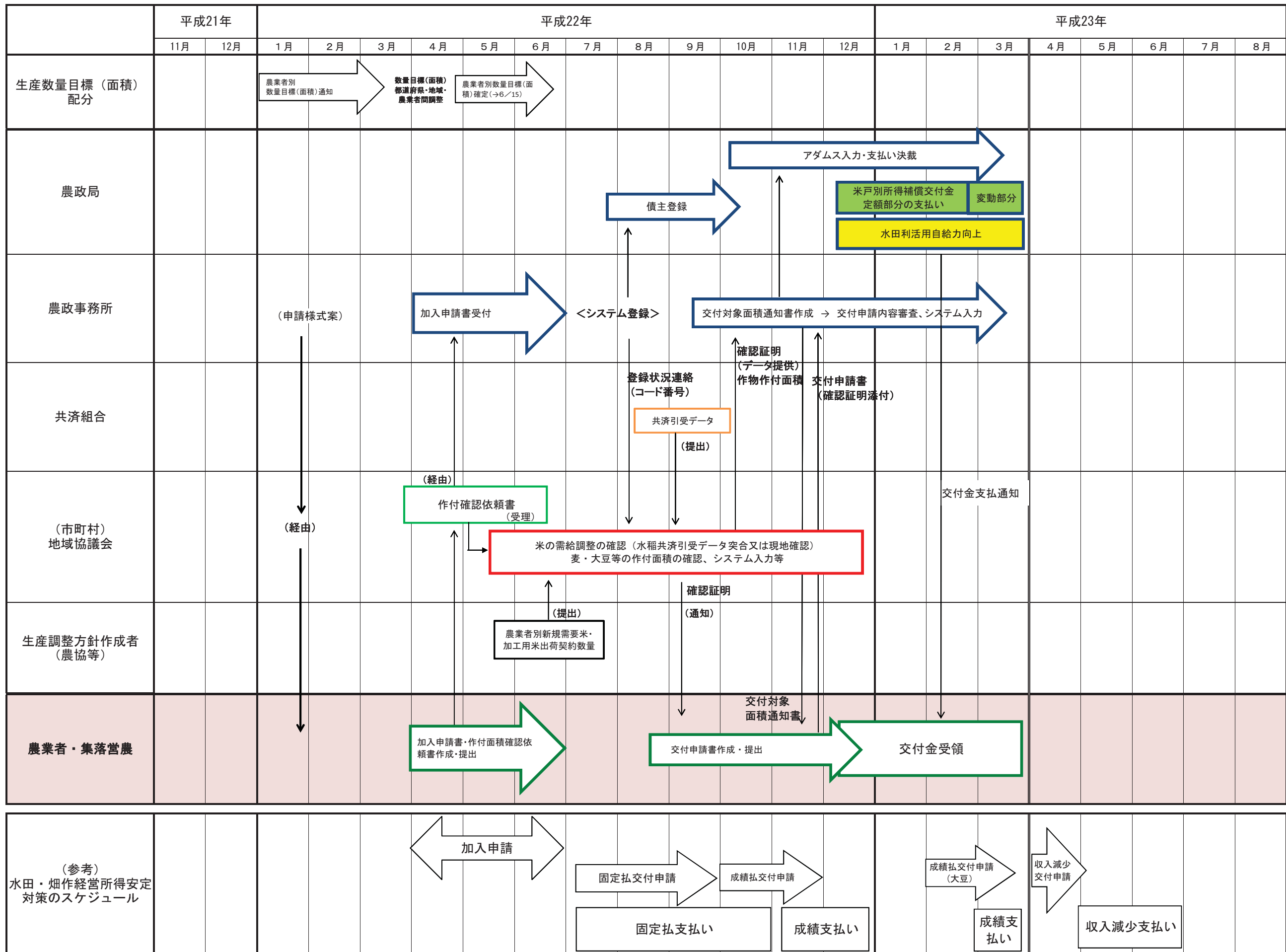
戸別所得補償制度モデル対策の推進体制（イメージ）



＜交付申請内容（イメージ）＞

- 米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）
 - ・主食用米作付面積、確認証明その他必要な書類
- 水田利活用自給力向上事業（自給率向上事業）
 - ・麦・大豆等の作付面積、確認証明その他必要な書類

戸別所得補償制度に関するモデル対策の現場実務スケジュール(イメージ)



戸別所得補償制度モデル対策に関する実務担当者向けQ & A
(未定稿：平成21年12月24日現在)

※ このQ & Aは、戸別所得補償制度モデル対策に関して、これまでに現場担当者から出された質問等を基に整理したものです。今後各地で開催される説明会等で出された質問等を追加しながら随時更新し配布することにします。

<総論>

○ 戸別所得補償制度を導入する目的は何か。

(答)

- 1 我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の激減、農村の崩壊など、危機的状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復することが必要である。
- 2 戸別所得補償制度は、小規模農家も国民への食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価し、これらの者を含め意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取組を促していくことを目的としている。

○ 米戸別所得補償モデル事業は、小規模農家を含めてすべての販売農家を対象に支援するため、農業の構造を固定化するのではないか。

(答)

- 1 米戸別所得補償モデル事業は、全国一律単価で交付金を交付するものであることから、コスト削減など効率的な経営を行えば、その分メリットが大きくなる仕組みである。
- 2 このため、農家にとっては、本事業を活用し、規模拡大や集落営農など効率的な経営を行う意欲が高まることから、現状の農業構造を固定化するものではないと考えている。

○ 米戸別所得補償モデル事業の導入により、集落営農からの脱退や貸しはがしが生じるとの声が聞かれるが、どのように対応するのか。

(答)

- 1 戸別所得補償のモデル事業は、全国一律単価で交付金を交付するものであり、規模拡大や集落営農の組織化などで効率的な経営を行えば、所得が増加する仕組みである。
したがって、集落営農などの農業の集団化に逆行するものではないと考えている。
- 2 併せて、農地を担い手に集積していくための取組や集落営農を立ち上げて協業化を図る取組への支援を別途行い、農地の集約や集落営農組織の推進を図っていく。
- 3 仮にモデル事業の導入をきっかけに、貸しはがしや集落営農からの脱退など、集落営農とその構成農家の間で何らかの問題が生じるような情報がある場合には、本事業の目的や内容について地方農政局・農政事務所を通じて十分説明し、当事者同士での円満な話し合いを求めてまいりたい。

○ 戸別所得補償モデル対策の導入により米の需給が緩むのではないか。

(答)

- 1 今回の米のモデル事業は、生産数量目標に即した米の生産を行った農業者を対象に所得補償をするという強力なメリットとなるものであることから、これまで需給調整に参加してこなかった農業者も新たに生産数量目標に即した生産を行うことが見込まれる。
- 2 また、自給率向上事業においては、米の需給調整に全面的に参加しなくても、麦・大豆などの生産を行えば交付対象とすることとしており、これにより、これまで需給調整に参加してこなかった農業者が、転作作物を段階的に拡大していくことも期待されることから、米の需給の引締め効果の発揮が期待される場所である。

○ 本格実施の際には、畑作物は対象となるのか。

(答)

- 1 畑地帯の麦・大豆等については、現在、経営所得安定対策により、生産コストと販売収入との差が補てんされている。これについては、来年度も実施することとしたため、モデル対策では、水田作の麦・大豆等に限定して、主食用米との所得差に着目した助成措置（水田利活用自給力向上事業）を講じることとしている。

- 2 畑作物の取扱いについては、平成23年度からの本格実施に向けて、今後検討することとしている。

<自給率向上事業>

【激変緩和措置】

○ 激変緩和措置はどのようなものか。

(答)

- 1 自給率向上事業は、自給率向上を主眼に置いた対策とするとともに、制度の簡素化を図る観点から、自給率向上のために国全体で取り組むべき麦・大豆等の戦略作物について、全国統一単価で支援を行う仕組みとすることとしている。
- 2 しかし、現行の産地確立交付金において、水田利活用自給力向上事業の交付単価以上の高単価を設定していた地域においては、急激な助成額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなるおそれがある。
- 3 このため、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域協議会における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずることとしたものである。
- 4 具体的には、
 - ① その他作物への助成を活用し、新規需要米を除く戦略作物に加算する
 - ② 現行対策よりも飼料作物の交付単価が増加する都道府県において、麦・大豆・飼料作物の交付見込額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする
 - ③ 加えて、戦略作物による二毛作への支援により、二毛作可能地域の助成額の変動が緩和される効果が生じることにより、助成額減少の影響緩和が図られるようにした。
- 5 これらの取組を行っても、なお、助成額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、
 - ① 助成額の減少分等に応じて各都道府県に対し調整枠を配分することとし、
 - ② 国と協議の上、都道府県段階又は地域段階で助成対象を決定し、これまで確立されてきた産地の生産体制を維持するための支援を行うこととしたものである。

○ 激変緩和措置は具体的にどのような方針で設定すれば良いか。

(答)

- 1 激変緩和措置については、突然の制度変更により助成額が大幅に減少し、地域における麦・大豆等の生産体制が維持できなくなるおそれがある、との現場の声を受けて措置したものである。
- 2 このため、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、自給率向上に資する戦略作物の効率的な生産のための取組が継続し、安定的な生産体制が維持されるよう、有効に活用されることが必要である。
- 3 したがって、各都道府県におかれては、単に一律的な加算措置を講じて全ての農業者にまんべんなく支援を行うのではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果的に措置が講じられるようにすることを第一に、
 - ① その他作物への助成の活用や、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗せすること等により、なるべく減少額を緩和した後に、
 - ② 配分された激変緩和調整枠における合理的な加算措置を設定していただきたい。
- 4 その際、
 - ① 今回の制度変更に伴い、経営に大きな影響を受ける転作組合、集落営農、農業者を特定し、これらの者が受ける影響の内容を分析する
 - ② これらの者に対して、最も効果的に支援を行う手法を検討することをポイントとしていただきたい。
- 5 なお、これらの激変緩和措置については、国と協議の上で設定することになることを留意いただきたい。

○ 麦・大豆・飼料作物間（3.5万円/10aグループ）での単価調整は、どのようなやり方となるのか。

(答)

- 1 産地確立交付金における平均的な単価は、一般的に麦・大豆が3.5万円以上、飼料作物が3.5万円未満となっている。このため、制度変更に伴う激変緩和の手法として、麦・大豆・飼料作物間において飼料作物分の財源の一部を活用し、麦・大豆の単価の上乗せを可能としたものである。
- 2 具体的には、

- ① 例えば、これまでの飼料作物の平均単価が2.9万円/10aであった県においては、
- ② $(3.5 - 2.9\text{万円}) \times \text{飼料作物の直近の助成面積}$ で算定される額を上限として、
- ③ 県一本で麦・大豆の助成単価の加算を行うこととする。
(例えば麦・大豆とも+2,000円/10a、麦1,500円/10a・大豆2,500円/10aなど)

3 実際の農家への交付については、

- ① 県に実際に交付される額は、実際の麦・大豆・飼料作物の助成対象面積 $\times 3.5$ 万円/10a
- ② 作物ごとの単価 \times 面積の合計が①の範囲内となれば、設計通りの単価で交付
- ③ 作物ごとの単価 \times 面積の合計が①を超えてしまった場合は、
 $(22\text{年度の交付面積} \times 3.5\text{万円}/10a) / ((22\text{年度の作物ごとの交付面積} \times \text{作物ごとの単価}) \text{の合計})$
の単価調整係数により、①の範囲内となるよう、一律に単価を減額して交付することになる。

○ 麦・大豆等のいわゆる戦略作物の作付が少ない中山間部では、地域振興作物として戦略作物以外の作物に厚く支援してきたところであり、地域の特色を生かして形成されてきたそのような産地の崩壊につながるのではないか。

(答)

- 1 各々の地域が生産に力を入れている作物は様々なものがあることから、自給率向上事業においては、制度の簡素化にも配慮しつつ、野菜や雑穀など地域の特色を生かした作物生産に対応できるよう、地域の実情に応じて助成作物や単価の工夫が行える仕組みを設けることとした。
- 2 なお、今回の政策の転換に伴い、従来に比べて助成額が減少し、地域における生産体制が維持できなくなる場合も想定されることから、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずることとしている。
- 3 具体的には、
 - ① 地域ごとの助成額の減少分の県別合計額に応じて調整枠を配分し、
 - ② 国と協議の上、単価変動の大きい作物について、産地の生産体制を維持するための加算措置を講ずることとしたところである。

○ 激変緩和措置による単価設定に上限はあるのか。

(答)

- 1 水田利活用自給力向上事業の交付単価（戦略作物は統一単価、その他作物は基本1万円/10a）では、現行に比べて助成金の減少が大きく、これまでの生産体制を維持することが困難になるおそれがあることに対応するために激変緩和措置を講ずることとしている。
- 2 この趣旨に照らして、現行の助成金における設定単価を上回る単価を設定することは適切ではなく、そのような点を含めて、激変緩和措置として効果的な支援となっているかといった視点で、国と都道府県とが協議の上、設定することになる。

【交付単価】

- 新規需要米と麦・大豆とそれ以外の作物で、交付単価が大幅に異なっている理由は何か。

(答)

水田利活用自給力向上事業においては、新規需要米については8万円/10a、麦・大豆については3.5万円/10aの交付単価としているが、これは、麦・大豆については、水田経営所得安定対策による固定払と成績払の交付金（全国平均で麦約4万円、大豆約2万7千円）が支払われることを前提に、それぞれの作物ごとの販売金額に助成単価を加えた額から、作物ごとの経営費を除いた所得額相当が同水準となるよう設定したものである。

- WCSについては、水田利活用自給力向上事業で8万円の助成があるが、耕蓄連携粗飼料増産対策事業の助成対象にもなるのか。

(答)

WCS用稲の作付に対する支援は、水田利活用自給力向上事業において行うこととなり、耕蓄連携粗飼料増産対策事業では助成対象とはならない。

- 新規需要米の単価は8万円/10aであるが、全国的に作付が増加した場合でもこの単価水準は維持されるのか。

(答)

自給率向上事業は、作付面積に交付単価を乗じた交付金を交付する仕組みであることから、産地確立交付金のように交付単価が薄まる仕組みではない。

【対象作物】

○ 自己の事業として活用するWCS用稲も対象として考えてよいか。

(答)

WCS用稲については、畜産農家と利用供給協定を取り交わすことを要件とすることとしているが、それに準ずる自家利用計画を策定すれば、従来どおり、畜産経営として自家利用するWCS用稲も対象とすることとしている。

○ 飼料用米の受け皿として全国的な流通体制は確立されるのか。

(答)

- 1 需要に応じた作物生産を推進することが原則であることから、本事業による新規需要米に対する支援は、実需者と出荷契約を締結している（＝新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画を作成している）ことを要件とすることとしている。
- 2 飼料用米については、個々の生産農家が畜産農家と契約を結ばずとも、全農による地域内流通システム、全国流通システムが構築されており、このような流通システムを活用しつつ、全農との出荷契約により、需要に応じた飼料用米の生産拡大に取り組んでいただきたい。

○ 新規需要米と加工用米の（それぞれの用途などの）区分はどうなっているのか。

(答)

従来どおりの区分としているところである。

- ・加工用米：酒造用かけ米用、加工米飯用、包装もち用、米菓用、味噌用など、従来からの米加工品向けの原材料用米穀
- ・米粉用米：パン、麺等の小麦などの穀物代替となる米加工品向けの原材料用米穀

【交付要件】

○ 米粉用米の認定要件として面積拡大の縛りはあるのか。

(答)

- 1 米粉用米については、新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画の認定を受けていることを要件として、作付面積に応じて助成を行うこととしており、昨年度からの拡大分のみ、といったような面積拡大の縛りはない。

2 ただし、経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換を行う場合には、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払について、当該農業者が交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とすることとしている。

○ 水田利活用自給力向上事業の助成要件の「実需者との出荷契約等」は、道の駅等の直売所や産直市へのお荷など、数量は限定せず契約書も締結しないが地産地消として確実に結びついているものは対象となるのか。

(答)

直売所や産直市等にお荷したこと、お荷した数量、金額等が確認できる書類があれば助成対象とする考えである。

○ お荷契約等の確認とは具体的に何による確認か。

(答)

作物のお荷先とのお荷契約書、お荷伝票、入庫伝票等のいずれかで確認することになると考えている。

○ 自給率向上事業の対象となる農家はどのような者か。

(答)

捨てづくり防止の要件（実需者とお荷契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農としたところである。なお、集落営農については、米のモデル事業と同様、規約を有し、対象作物の共同販売経理を行っているものを対象とする。

【二毛作助成】

○ 麦後に水稲を作付けても二毛作助成は支払われるのか。

(答)

麦と水稲の組み合わせであれば、二毛作助成の対象となる。（この場合の麦は転作麦にならないので、3.5万円/10aの助成とならないことに注意。）

○ 二毛作助成は、ほ場主義で交付されるのか（表作裏作で耕作者が異なった場合ではそれぞれ交付されるのか。）

（答）

- 1 戦略作物による二毛作に取り組む場合において、それが戦略作物としての助成単価か、二毛作助成としての助成単価となるかについては、ほ場単位で、主食用米からの転換であるかどうかという観点で判断する必要があると考えている。
- 2 したがって、いずれか一方が戦略作物としての助成（又は主食用米）となり、もう一方が二毛作としての助成となる。
- 3 このため、ブロックローテーションや期間借地の取組などで、地域内の麦生産や大豆生産を別々の農業者や生産組織が役割分担して生産する場合は、水田情報の突合確認の観点から、地域の関係者がまとまって計画を提出することが必要である。

【その他作物】

○ その他作物の助成単価はどのように設計すればよいのか。

（答）

- 1 その他作物への助成については、都道府県又は都道府県協議会が国と協議の上、その具体的内容を設定することとしている。
- 2 具体的には、
 - ① 県が交付対象としようとする「その他作物」について、県が把握可能な直近の助成面積×1万円/10aの額を、交付総額と仮置きする。
 - ② ①の総額の範囲内に収まるよう単価を設定する。（その際、その他作物助成を活用して麦・大豆への加算を行う場合は、その加算に必要な額も含んだ総額が範囲内となるよう認定する。）
 - ③ 検討した内容について、国と協議し、決定する。
- 3 実際の助成金の交付については、
 - ① 県としてのその他作物の交付総額は、実際の対象作物の面積×1万円/10a
 - ② 作物ごとの単価×面積の合計が①の範囲内となれば、設計通りの単価で交付
 - ③ 作物ごとの単価×面積の合計が①を超えてしまった場合は、
$$\frac{(22年度の交付面積 \times 1 \text{万円}/10a)}{((22年度の作物ごとの交付面積 \times 作物ごとの単価) \text{の合計})}$$
の単価調整係数により、①の範囲内となるよう、一律に単価を減額して交付することになる。

○ その他作物の扱いについて収穫を伴わない景観作物や地力増進作物等の扱い等何らかの制限が設けられるのか。

(答)

その他作物に対する支援においては、対象作物に制限を設けない方向である。ただし、調整水田や土地改良通年施行など、作物の作付を行わない水田に対して助成を行うことはできない。

【その他】

○ 需給調整の達成、未達成に関わらず助成対象とされるが、今まで真面目に協力してきた生産者とそうでない生産者とが同列に扱われてしまうことは、生産者の理解が得られないのではないのか。

(答)

- 1 米価の安定による農業経営の安定を図るためには、多くの農業者に米の需給調整に参加していただくことが必要である。
- 2 22年度においては、米モデル事業を生産数量目標に沿った生産を行う農業者に対するメリット措置として、これまで以上に需給調整への参加の誘導を図るとともに、自給率向上事業を米の生産数量目標の達成と切り離したことにより、これまでの需給調整非参加者が段階的に需給調整への参加に取り組めるという、現実的なアプローチが可能となることから、米の需給調整の実効性向上に資するものと考えているところ。

<米のモデル事業>

【対象農業者】

○ 販売農家を水稲共済加入者とした理由いかん。

(答)

- 1 販売農家については、販売目的で農産物を生産する農家であれば、収量減による販売収入の減少に備えて農産物共済に加入していると考えられることから、水稲共済加入者とすることを基本としたところである。
- 2 また、地域に共済組合が存在しないなどの事情で、水稲共済に加入していない農家もあることから、そのような者については、前年産の出荷・販売先との契約状況

を申告していただき対象とすることとしたところである。

○ 水稲共済未加入者については、前年産の出荷・販売先との契約状況を申告させることで対象とするとのことであるが、どのような書類で確認するのか。その場合、未加入者の面積はどのようにして確認するのか。

(答)

- 1 水稲共済未加入者については、前年産の農協等への出荷伝票、米販売業者への販売伝票や契約書など販売の事実確認ができる書類（全量までは求めない）を提出していただくことで対象とする。
- 2 交付対象面積については、交付申請の際に提出してもらった当年産の主食用米の作付面積から10aを控除した面積とするが、水稲共済未加入者の場合は、水稲共済細目書異動申告書との突合による書類上での確認が困難であることから、現地確認をする必要がある。

○ 水稲共済に加入していない生産者で、知人等に販売しており、伝票がない場合はどのように確認したらよいのか。

(答)

水稲共済未加入者の場合には、前年産の出荷・販売の事実確認ができなければ、交付金の交付対象とはならない。

○ 集落営農の定義について、面積要件はあるのか。構成農家が3戸程度でも対象になるのか。

(答)

米のモデル事業の対象となる集落営農については、面積要件はない。複数の農家で構成され、規約を有し、米の共同販売経理を行っていれば対象となる。

○ 集落営農の規約には何を定めるのか。共同販売経理は何が要件なのか。

(答)

- 1 集落営農の規約については、水田経営所得安定対策に加入する集落営農の規約に準じて、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などを規定することが組織運営上必要と考えてい

る。

- 2 共同販売経理については、集落営農で取り組む作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織（代表者）名義の口座を開設していることが要件であり、その写しで確認することを考えている。

○ 戸別所得補償制度モデル対策に、水田経営所得安定対策に加入している集落営農が加入した場合、農用地の利用集積目標、法人化計画、主たる従事者の所得目標の扱いはどうなるのか。

（答）

- 1 集落営農は、担い手がいない地域等において小規模農家等も参加し、農地の有効活用、農業生産の効率化に加え、地域農業の担い手確保にもつながることから、その育成・確保を図っていくことが重要である。
- 2 今回のモデル対策では、広く対象を捉えて、水田農業の担い手となり得るものを育成していく観点から、組織の規約があり、対象農産物の共同販売経理を行っているものを対象とすることとしたところ。
- 3 集落営農が地域の担い手として発展していく過程では、農用地の集積、法人化等の水田経営所得安定対策の要件をクリアしていくことが通常のステップであり、当該対策に加入している集落営農組織については、従来どおりの要件を満たすことが必要である。

【対象面積】

○ 交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10 a を控除することとした理由いかん。

（答）

交付対象面積については、販売に供される米の作付面積とするが、水稻共済の加入対象者が米・麦で10 a 以上作付ける農家となっている実態を踏まえ、本事業においては、農家の作付面積のうち10 a 以下の部分については自家飯米や縁故米用に供されるものとみなすこととし、一律に10 a を控除することとしたところである。

○ 交付対象面積の捉え方について、「一律10 a を控除」とあるが、集落営農の場合はどのような取扱いとなるのか。

(答)

- 1 米のモデル事業の対象者については、水稲共済加入者とするを基本としていることから、自家飯米分・縁故米分の控除についても、水稲共済加入者単位で行うことを考えている。
- 2 集落営農の場合には、
 - ① 共済資格団体として組織加入している場合には、組織単位で計算される主食用米の作付面積から10 a を控除
 - ② 構成農家が個々に加入している場合には、構成農家個々の主食用米の作付面積から10 a を控除
する考えである。

○ 共済資格団体にはどのような要件があるのか。

(答)

モデル対策で対象としている集落営農の要件と同様、規約の作成と共同販売経理を行うことが要件である。ただし、規約には、共済掛金の分担及び共済金の配分方法等に関する規程を定める必要がある。

○ もち米は10 a 控除の対象となるのか。

(答)

もち米は、正月用のもち、赤飯など自家飯米・縁故米に供されることが想定されるので10 a 控除の対象とする考えである。

○ 種子用米は、10 a 控除の対象から除外することだが、種子落ちした米はどうなるのか。

(答)

- 1 種子用米は、主要農産物種子法の規定により指定種子生産ほ場の指定を受けたものを対象としており、生産の段階では自家飯米に供されるとは想定されないことから10 a 控除の対象から除外している。
- 2 仮に、収穫後に種子落ちが発生したとしても、通常は一般主食用米として市場流通されていることから10 a 控除の対象にはしない考えである。

○ 黒紫米などの古代米、香り米の生産も対象となるか。

(答)

生産数量目標の外数として生産される新規需要米、加工用米に該当しなければ、すべて対象となる。

○ 水田面積が20 a 以下の小規模農家が需給調整をすると10 a 以下となる場合があるが、その場合は対象にならないのか。

(答)

酒造好適米、種子用米以外の主食用米であれば、10 a 以下の作付面積となる場合は対象とならない。

なお、米の生産数量目標の配分において、交付対象とならない10 a 以下の小規模農家への数量配分をゼロとするような恣意的な運用は認められないので注意する必要がある。

○ 二期作地帯では、米のモデル事業の交付対象面積はどのようになるのか。

(答)

一期作、二期作農家に限らず、生産数量目標の換算面積の範囲内で作付けされる主食用米の作付面積から10 a を控除した面積により交付金を計算することになると考えている。

【交付単価】

○ 標準的な生産に要する費用のうち家族労働費を8割としている根拠は何か。

(答)

- 1 モデル事業においては、標準的な生産に要する費用を設定するに当たり、物財費、雇用労働費、支払地代で構成される経営費は全額算入されるのに対して、家族労働費については8割相当を算入することとしている。
- 2 これは、主食用米が生産過剰な状態にある中で、
 - ① 主食用米から自給率の低い主食用米以外の品目に生産を誘導する必要があること
 - ② 仮に家族労働費の全額を算入することとした場合には、生産性の向上等の経営努力が進まなくなったり、貯蓄に回ったりするなどモラルハザードが起きるおそ

れがあること
等を勘案し、農家の最低限の所得を補償する観点から、家族労働費の8割としたところである。

(参考)

肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）：家族労働費の8割を補てん
稲作経営安定対策（平成15年度で廃止）：基準価格と当年産価格の差額の8割を補てん

○ 標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費の考え方、データはどうなっているのか。

(答)

標準的な生産に要する費用の算定に用いる家族労働費については、交付対象となる個々の農家の実績ではなく、農林水産省で調査している米の生産費統計における家族労働費を使用することとしているが、これは、「建設業、製造業、運輸業の5～29人規模の事務所の賃金単価」をベースに、生産費調査の標本農家の稲作労働時間を乗じて計算されたものである。

○ モデル事業では、「規模加算」や「環境加算」は措置しないのか。

(答)

- 1 米のモデル事業は、シンプルで分かり易い「制度のモデル」として実施することとし、加算措置については講じないこととしている。
- 2 モデル事業を実施することを通じ、その事業効果等を検証した上で、平成23年度以降の加算措置の取扱いについて検討していきたい。

3 なお、規模拡大や環境保全の取組については、別途の予算措置（農地利用集積事業、農地・水・環境保全向上対策）がとられており、その事業を存続することと、戸別所得補償の算定要素とすることとの比較考量も必要と考える。

○ 米のモデル事業では、全国平均の生産費と販売価格を使用することとされているが、これでは地域間のバランスが考慮されないのではないか。大規模経営と小規模経営、平野部と中山間とでは事情が異なるのではないか。

(答)

- 1 米戸別所得補償モデル事業については、全国一律単価としていることから、生産を効率化しコストダウンを図る取組や、農産物の品質を向上させ販売単価を高める取組等を行っている地域は、その努力に応じて所得の向上が図られる仕組みとなっている。
- 2 仮に地域別の単価を設定した場合には、生産コストの削減努力をせずに生産費が高くなっている地域、あるいは販売努力をせずに販売価格が低くなっている地域のほうが、努力をした地域よりも、国から多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平となると考えられる。
- 3 また、地理的条件が悪い地域に対しては、現在、中山間直接支払制度を措置している。このような農業者の努力を超えた生産条件の格差補正について23年度の本格実施でどのように取扱うのかについては、モデル事業の実施状況を見つつ検討していく考えである。

○ 戸別所得補償制度は、個々の経営収支に着目し、サラリーマン並の所得を確保してくれるのではなかったのか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度は、全国平均でみて販売価格が標準的な生産に要する費用を恒常的に下回っているという構造的な赤字部分を補てんすることにより、国内農業の再生を図るものである。
- 2 仮に、個々の経営状況を基に赤字部分を補てんすることになれば、努力しない農家の補てんが多くなるというモラルハザードが起きることから問題があると考えている。

○ 集落営農等への集約及び組織化促進のため、営農組織及び認定農家等の担い手グループと個人農家に交付金の差を付けられないのか。

(答)

- 1 今回のモデル事業の交付金は、全国一律単価を使用することから、集落営農等で作業を集約するなどにより効率的な経営を行えば、その分コストが下がり、個人経営よりも交付金のメリットが大きくなることになっており、そのままでも規模拡大へのインセンティブが湧く仕組みとなっている。
- 2 集落営農等への集約を更に進めるために加算を設けるかどうかについては、モデル事業の実施状況を見つつ、本格実施の制度設計において検討していく考えである。

○ 米のモデル事業の定額部分の単価は固定されるのか。

(答)

米のモデル事業は単年度事業であり、本格実施に向けた検証を行うものであることから、現時点で定額部分の単価を固定するかどうかの方針は決まっていない。

○ 米のモデル事業の交付単価はなぜ収穫量や販売総額に関係なく作付面積で計算されるのか。

(答)

今回のモデル事業における交付単価については、

- ① 収穫量に着目すると、単に増産することに意識が働くとともに、減農薬栽培などで単収が劣るが付加価値の高い米生産を行う農家が不利となる
- ② 販売総額に着目すると、たまたまスポットで高値販売した農家が有利となり、外食産業や小売店と安定契約を結んでいる農家が不利となる
- ③ さらに、その両方を勘案すると複雑で分かりにくい制度となるとともに、事務処理も膨大となる

といったことを勘案し、作付面積に応じた全国一律の単価を設定することとしたところであり、米の販売形態が多様化している現状にあっては、このような単価を用いた方がかえって公平となると考えている。

○ 農作物共済の共済金と米のモデル事業の交付金については、補てんの重複とまらないのか。

(答)

- 1 農業共済制度については、自然災害により、農家個々の収穫量が、平年の収量の一定割合以上減少した場合に、それに伴う収入減少分を補てんするものである。
- 2 一方、今回の米のモデル事業については、農家個々ではなく、全国一律で一般的な米の生産に要する費用（標準的な生産に要する費用）と一般的な米の販売価格（標準的な販売価格）の差額に相当する交付金を交付することとしており、基本的には個々の農家が受けられた自然災害による収入減少分までは補てんされない。
- 3 このようなことから、米のモデル事業と農業共済制度とでは、発動の場面が異なり、基本的には補てんが重複することにはならないものと考えている。
したがって、両制度に加入することによって、より農家の方々の経営安定が図られるものと考えている。

【その他】

- 水田経営所得安定対策は農産物検査が必須となっているが、米のモデル事業も農産物検査が必要か。

(答)

米のモデル事業については、実際の作付面積を基に交付金を計算することから、農産物検査の受検を要件とはしていないが、銘柄米について市場評価を得るとともに、銘柄や産地の表示を適正に行うためには、農産物検査を受検するのが望ましいと考えている。

- 調整水田等の不作付地を持って生産数量目標を達成する農家は、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることとなっているが、改善計画はどのようなことを記載するのか。達成要件が課せられるのか。

(答)

- 1 我が国自給率の向上を図っていくためには、水田の不作付地をできるだけなくし、水田が有効に活用されるようにしていくことが課題であり、地域水田農業振興の観点からも重要であることから、不作付地（一筆単位）を持って生産数量目標を達成する農家は、不作付地の改善計画を市町村に提出し認定を受けることとしたところである。
- 2 不作付地の改善計画については、
 - ① 農家自らが作物を栽培する（予定する出荷・販売先と栽培作物名等）
 - ② 地域の担い手に委託（予定する委託先等）
 - ③ 集落営農への参加（予定する集落営農等）等の意向とその達成予定年を記載していただくことを想定している。
- 3 平成22年度中には、この改善計画の達成状況を確認することはできないことから、農家に達成要件を課すことは予定していないが、市町村や地域協議会がモデル対策期間中に不作付地に関する農家情報を整理しながら、農業委員会、改正農地法の下で市町村段階に設置される農地利用集積円滑化団体（面的集積組織）、地域農地の利用調整活動を行っている農用地利用改善団体等と連携できる体制を整備し、本格実施の際に不作付地の解消に地域を上げて取り組む環境を作っていくことが重要であると考えている。

<実施体制（交付申請、支払い等）>

【申請手続】

- 農地の貸借が行われている場合、交付申請は借り手（耕作者）が行うのか、貸し手（地権者）が行うのか。

（答）

今回のモデル対策の交付金は、販売農家を対象としていることから、基本的にはその作物の販売名義がある農家が申請することになると考えている。

- 農家から国に対する申請事務等について、集荷業者等が事務代行を行うことができるのか。

（答）

農家の利便性、事務の効率化の観点から、集荷業者や農業団体等が農家からの委任を受けて申請を取りまとめて手続を行うことも可能とする考えである。

ただし、このような手続に関して手数料等を徴収して業として行うことは、行政書士法に抵触することになることに留意する必要がある。

- モデル対策の申請様式はいつ頃示されるのか。現行産地確立交付金で使用している営農計画書は使えないのか。

（答）

モデル対策の加入申請様式については現在検討中であるが、モデル対策の交付金の算定に必要なデータ等（米のモデル事業については、主食用米の作付面積、酒造好適米・採種圃場面積。自給率向上事業については、作物ごとの作付面積）の取得ができ、モデル対策の実施に支障がなければ、新様式に添付する形で旧様式（産地確立交付金営農計画書）も可能とする方向である。

- 交付金は農家に直接支払われるが、例えば、ブロックローテーションに参加している農家が共通口座で受け取ることは可能か。

（答）

ブロックローテーションなどの地域的な営農の取組を維持するために、そのような対応が必要であると市町村が認める場合には、可能とする方向で検討している。

ただし、その場合、口座名義人に対する交付金の受領に関する委任状の提出が必要

である。

○ 金融機関の口座は、どの金融機関でもよいのか。郵便局でも良いのか。

(答)
然り。

○ 加入申請以降交付金の交付日までの間に加入者が死亡した場合の交付金の取扱いはどうなるのか。

(答)
加入者が死亡した場合には、捨て作り防止等の要件を満たすことを前提に、その相続人が対策加入者と相続関係にあることを確認できる書類等を提出していただくなどにより交付金を受け取れるような仕組みを検討してまいりたい。

【推進事務費】

○ 戸別所得補償制度導入推進事業費で、人件費の助成はできるのか。

(答)
人件費については、モデル対策の事務の実施に当たって必要と考えられる経費のうち、アルバイト賃金、日当、謝金、旅費などは可能と考えている。

○ 生産調整方針作成者を確認依頼者・証明者として活用できるか。

(答)
地域内の農家すべてを対象に作物作付の確認等を行うことを考えると、市町村、地域水田協議会が確認主体の中心となることが適切と考えている。
なお、生産調整方針作成者についても、地域水田協議会の構成員として役割分担を行う中で作物作付の確認等の事務に協力していただくことは可能と考えている。

○ 対象作物の面積確認は現地確認で行うのか。

(答)
対象作物の面積確認は、事務の簡素化の観点から、農業共済組合の引受データ等を活用した書面での確認を基本としたいが、このような確認ができない農家については

現地ほ場を確認する必要がある。

【システム開発】

○ システム開発のスケジュールはどうか。現在使用している水田情報管理システムは使用できるのか。

(答)

- 1 今回のモデル対策の実施に当たっては、農政局・農政事務所における加入申請、交付申請、交付金の支払いに必要となるシステムを開発することとしており、農家の交付申請手続に支障を来さないよう、できるだけ早く開発したい。
- 2 一方、地域水田協議会では、現行の産地確立交付金等の支払いのために国が開発した水田情報管理システムや各地域独自で開発した電算システムが活用され農家情報が整備されているものと承知している。
- 3 モデル対策の実施に当たっても、これらのシステムを引き続き活用していただきながら、農政局・農政事務所のシステムへのデータ提供方法の検討を急ぎ進め、システムの改修について相談させていただきたい。
なお、システム改修に必要な経費については、推進事業費を充てることのできるよう検討している。

【水田台帳】

○ 水田台帳の整備はいつまでに行わなければならないのか。

(答)

- 1 水田台帳については、市町村等地域内の農業者ごとの水田面積、作付作物の内容等について整理されているものである。
- 2 現行制度においても、地域水田農業推進協議会において関係機関の役割分担により、農業者ごとの生産数量目標（面積）の設定のための基礎資料として、また、産地確立交付金等の交付を行うに当たっての助成対象水田の整理のために整備されていると承知している。
- 3 今後においても、水田の有効活用を進めるとともに、農業者ごとに生産数量目標（面積）を適切に設定していくために必要なものであるが、調整水田等の不作付地の情報等も反映しながら、本格実施に向けて精査していく必要があると考えている。

<需給調整>

【総論（戸別所得補償との関連含む）】

○ 22年産の生産数量目標の配分ルールをどのようにすれば良いのか。

(答)

- 1 今回の米戸別所得補償モデル事業は、米の生産数量目標に即した生産を行った農業者を対象として米の所得を補償するという強力なメリットを付与し、できるだけ多くの農業者に参加していただくことにより、米の需給調整を達成していこうとするものである。
- 2 このような米モデル事業の趣旨にかんがみ、ペナルティ的措置は廃止するのが原則としたので、すべての米生産農業者に適切に配分していただきたい。
具体的には、
 - ① 米モデル事業の交付金が交付されない農業者にも適切に数量目標を配分する。
 - ② これまで需給調整に参加していなかったが今後参加しようとする農業者への配分については、これまで需給調整に参加してきた農業者との間で合理的な理由のない差別的取扱いがなされてはならない。
その際に一方で、今まで需給調整に参加してきた農業者が逆に大きな不利益を被らないようにも配慮することが必要である。
したがって、生産数量目標の配分に当たって、従来から需給調整に参加してきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にとって、できるだけ納得感のあるものとするため、地域において工夫することが重要である。
- 3 上記の留意事項に基づき、配分をしていただきたいが、判断が難しい点等あれば個別に相談されたい。

○ 飯米農家は、所得補償モデル事業の対象から除外される。これまでは需給調整の配分をしていたが、配分対象から外してもよいか。また、それは需給調整関連の制度上、明確に規定されるのか。

(答)

生産数量目標については、明確な配分ルールのもと、飯米農家や需給調整の非参加者も含めた全ての農業者に適切に配分していただきたい。

ただし、飯米農家などの生産数量目標を確保した上で、その他の販売農家などに配分を行うのであれば、事務コスト等の問題から、これらの農家への通知は省略しても差し支えない。

- 生産数量目標は個々の農業者が達成しない場合、米戸別所得補償モデル事業の交付金が受けられないことになるが、市全体で未達成のときにはペナルティがあるのか。

(答)

米戸別所得補償モデル事業の交付金については、生産数量目標を達成した農業者に交付するものであり、市全体での達成要件はない。

なお、地域全体で生産数量目標を達成するよう配分を行った後に、個々の農業者の同意を得て、その生産数量目標に差がつくよう農業者間の配分を調整することは従来どおり認められる。

- 米の戸別所得補償制度について、「生産数量目標に即した生産を行うこと」とは米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用作付を行っていることとなっているが、換算面積に使用する単収は全国統一か。

(答)

各農業者の生産数量目標を面積に換算する際には、現行ルールと同様、地域単収を用いることとなる。

【生産数量目標の調整関連】

- 生産数量目標の県間調整はあるのか。また、市町村間調整はどうか。

(答)

都道府県間調整の仕組みは22年産米においても継続する。

市町村間調整については、これまでと同様、各都道府県の判断により実施していただくこととなる。

なお、調整後の面積に対して、米モデル事業及び自給率向上事業の交付金が交付される。

- 生産数量目標の地域内調整、農業者間調整はいつまでに終える必要があるのか。

(答)

生産数量目標（面積）については、米の作付の段階で農業者別に確定することが需給調整の実効性を確保する上で重要であること、また、交付金の支払いに必要な生産数量目標に即した生産（生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用米の生産を行っ

ていること)の確認を早期に終えるためにも、現行制度と同様に、6月までに調整を終えていただきたい。

【集荷円滑化対策関連】

- 集荷円滑化対策については、その効果ははっきりしなもので廃止すべきでないか。
- 集荷円滑化対策について見直しが検討されていると思われるが、当初平成16年～平成17年で拠出した過剰米対策基金残額は、農業者へ返還されるのか。

(答)

- 1 集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。
- 2 このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者拠出も行わないこととする。
- 3 なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者拠出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、今後検討する。

【その他】

- 米戸別所得補償モデル事業が示されたが、食糧法、米政策改革大綱の見直しなど検討しているのか。

(答)

食糧法については、戸別所得補償制度を法制化する際に見直しについて検討する必要があると考えている。

一方、需給調整関係の各種通知等については、今後見直しを行い、必要に応じて通知の改正を行う予定である。

＜横流れ防止関連＞

○ 加工用米、新規需要米が増加することが想定されるが、適正流通をどのように確保するのか。

(答)

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠であり、以下の①～⑤により、主食用米への横流れの防止を徹底する。

- ① 新規需要米・加工用米については、取組状況を面積ベースで把握することとし、原則として現地確認を行うこととする。
ただし、主食用米と同一ほ場で同一の品種で取り組まれている場合等面積ベースでの把握が困難なときには、(1) 新規需要米・加工用米の出荷売渡数量を把握し、当年の作柄を反映した地域単収を用いて換算 (2) 農業者の全収穫量を把握できる場合には、そこから農業者の当該実単収を算出し、新規需要米・加工用米の出荷売渡数量から実単収を用いて換算するなどして、新規需要米・加工用米の生産面積を算出して確認することもできるものとする。
- ② 新規需要米・加工用米に関する需要者との契約に当たっては、平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた数量と契約事項に規定することを要件とする。
- ③ 流通ルートの透明性を確保するため、需要者に直接又は需要者団体を通じて販売する。また、定められた用途に確実に使用されるよう、需要者から生産者にその旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約で明記する。(食糧法遵守事項の徹底)
- ④ 主食用米との区分管理を徹底するため、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかになるよう「はい票せん」により掲示する。また、販売時は、紙袋等の包装容器にその用途を表示する。(食糧法遵守事項の徹底)
- ⑤ 行政による事後的な検証可能性を確保するため、①帳簿に米穀の種類別の出荷数量又は販売数量を記載し保存(※1)(食糧法の徹底)。②米穀の譲渡し、譲受けの際に、品名、取引先、数量等に加え、用途限定米穀の用途を記録(※2)(米トレーサビリティ法の徹底)。また、搬出、搬入の際についても同様に記録(※2)(米トレーサビリティ法の徹底)。
なお、早場米など、米トレーサビリティ法の施行前(平成22年10月1日一部施行)に収穫・出荷される米もあることから、農業者、需要者サイド双方で取引等の記録の作成・保存が自主的に行われるよう、巡回を行うなどして、記録の作成・保存の必要性についての理解の促進、取組の徹底を図る。

(※1) 届出事業者に対する義務：自ら生産したものであって、他の届出事業者以外への出荷・販売数量が20精米トン以上の場合。

(※2) 米穀事業者に対する義務：米穀を取扱う生産者、JA、需要者いずれも含まれる。

○ 加工用米の面積確認は新規需要米に準じるとしているが、現行（数量による面積換算）と変更することにより混乱が起こるのではないか。

(答)

- 1 加工用米についても、全国統一の助成単価を設定したことから、新規需要米の面積確認方法に準じ、ほ場特定を行い、そのほ場の面積に応じて助成を行うことが原則である。
- 2 ただし、主食用米と同一ほ場で同一の品種で取り組まれている場合等面積ベースでの把握が困難なときには、(1) 新規需要米・加工用米の出荷売渡数量を把握し、当年の作柄を反映した地域単収を用いて換算 (2) 農業者の全収穫量を把握できる場合には、そこから農業者の当該実単収を算出し、新規需要米・加工用米の出荷売渡数量から実単収を用いて換算するなどして、新規需要米・加工用米の生産面積を算出して確認することもできるものとする。

<その他>

○ 中山間直接支払いと戸別所得補償の重複受給は可能か。

(答)

- 1 米のモデル事業では、全国平均の標準的な生産に要する費用と販売価格の差額により交付金を交付するものであり、中山間の地理的条件による生産条件不利については勘案していない。
- 2 このため、平場と中山間の地理的条件による生産条件不利を補正する中山間地域等直接支払制度を別途用意しているものであり、両制度から受給することは可能である。
- 3 23年度の本格実施での地理的条件等の格差の取扱いについては、モデル事業の実施状況を見極めつつ検討していく考えである。

○ 新規開田地の扱いはどうなるのか。交付金の支払いの対象になるのか。

(答)

- 1 米については、消費量が大幅に減少している中で、水田全体で米を作付ければ、大幅な需給ギャップが生じることから、従来から需給調整を行っている。
- 2 このような中、米の需給調整の実効性を確保する観点から、米の生産圧力が高まらないよう、新規開田を抑制してきており、具体的には、
 - ① 国営事業や補助事業で開田計画を含むものは不採択とするほか、農家が行う新規開田も含めて抑制を指導するとともに、
 - ② 水稻共済において新規開田地は引受除外、産地確立交付金等の転作助成金の交付対象外とするといった措置を講じている。
- 3 22年度からの新たな対策においては、米の需給調整の実効性を確保しつつ、麦・大豆や新規需要米の生産により水田を利活用することが重要であるが、現下の米の需給状況を踏まえれば、まずは、現状の水田を有効活用することが重要であることから、新規開田地については、引き続き交付対象とはしない方向としている。

○ 今後の担い手育成や認定農業者制度等の方向性はどうなるのか。

(答)

- 1 認定農業者制度は、地域において、地域農業の担い手を地域一体となって育成・確保する仕組みとして普及・定着しているものである。
- 2 今後、戸別所得補償制度の導入により、誰もが希望を持って農業を営むことができる環境が整備される一方、それにより下支えされた農業者の中から競争力のある経営体を育てることが必要である。
- 3 このため、地域農業の担い手として経営発展を目指す認定農業者に対し、スーパーL資金の融資等の措置を引き続き講じることが必要と考えている。

なお、来年度から実施される予定の米のモデル事業は全国一律の交付単価としており、規模拡大や集落営農による団地化などによりコストダウンに取り組む場合には、所得向上が図られる仕組みとなっている。

このため、これまで規模拡大に躊躇してきた担い手も積極的に規模拡大に取り組める環境になるものと考えており、これと農地の面的集積や集落営農の取り組みを総合的に支援することで農業の構造改革が進むものと考えている。

○ 地域水田農業ビジョンは、今後も作成していく必要があるのか。

(答)

- 1 地域水田農業ビジョンは、地域の関係者からなる地域水田農業推進協議会（市町村、農協、集荷業者、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、実需者、消費者団体など地域の実情に応じて構成）で議論され作成されているものであり、地域の作物戦略・販売戦略、水田の利用、担い手の育成等の将来方向を明確に記したものである。
- 2 今回のモデル対策の実施に当たっても、米の需給調整、水田の利活用を図っていくためには、地域農業の羅針盤となる地域農業ビジョンは重要なものであり、必要な見直しを行いながら引き続き作成していただきたい。

平成22年度組織・定員要求の主要事項について

平成21年10月
農林水産省

1 戸別所得補償

- 戸別所得補償制度に関する企画・立案と現場組織への伝達距離を短縮し、制度の浸透の円滑化・迅速化を図るとともに、窓口業務・統計業務等の連携強化を図るため、現行の「地方農政事務所」を廃止し、「農政・統計」と「消費・安全」を推進する65の「地域センター」（仮称）と38の駐在所を設置。

- ・ 現行の3段階の地方組織を、2段階組織へ簡素化（都道府県単位の間段階組織である地方農政事務所を廃止）
- ・ 現場の拠点を346（地方農政事務所—地域課、統計・情報センター）→65（地域センター（仮称））+38の駐在所に集約

- 戸別所得補償の実施に必要な統計データの整備に必要な地方組織の人員（150人程度）を要求（他部門の業務を同人数スリム化することにより対応）。

2 米トレーサビリティ等の食品安全関連対策の強化

- 米トレーサビリティ等の米の流通監視業務を、米の売買・管理業務部門から分離して、消費・安全局に移管。

- ・ 主要食糧に関する業務（総合食料局食糧部）
 - 流通監視業務は消費・安全局へ
 - 売買・管理業務は食料生産局（生産局を改組）へ

- 現場の地方出先機関では米の売買・管理業務は行わず、「農政・統計」と「消費・安全」を推進する組織（地域センター（仮称））として、再編。これに伴って、米トレーサビリティ法等の実施に必要な地方組織の人員（1,100人程度）を要求（米の売買・管理業務等を同人数スリム化することにより対応）。

3 2次・3次産業との融合等による農山漁村の6次産業化の推進

- 農林水産業・農山漁村の多様な資源とこれを利用・活用するあらゆる産業（農林水産業、食品産業に加え、素材産業、エネルギー産業、医療産業、余暇産業等）との融合等を通じて、農山漁村の6次産業化を推進し、これら産業が生み出す付加価値を還元することによって、農山漁村の再生と食料の安定供給を推進する体制を整備。

- ・ 総合食料局を再編して、資源産業局（仮称）を新設
- ・ 大臣官房に技術・環境政策部（仮称）を戦略的な司令塔として設置（農林水産技術会議は廃止）

4 国民から信頼を得られる業務実施の確保

- 国民から信頼を得られる組織を確立するため、国民目線での政策決定プロセスの確立や適正な業務執行のチェックを行う体制のほか、国民ニーズに沿った情報を分かりやすく発信するための体制等を整備する。

- ・ 農林水産行政監察・評価本部（仮称）を大臣直属の組織（特別の機関）として設置
- ・ 大臣官房報道官（仮称）の下で広報と報道を一元化
- ・ 利益相反業務を分離するため、共済事業等の検査部門を大臣官房検査部（協同組合検査部を改組）に移管

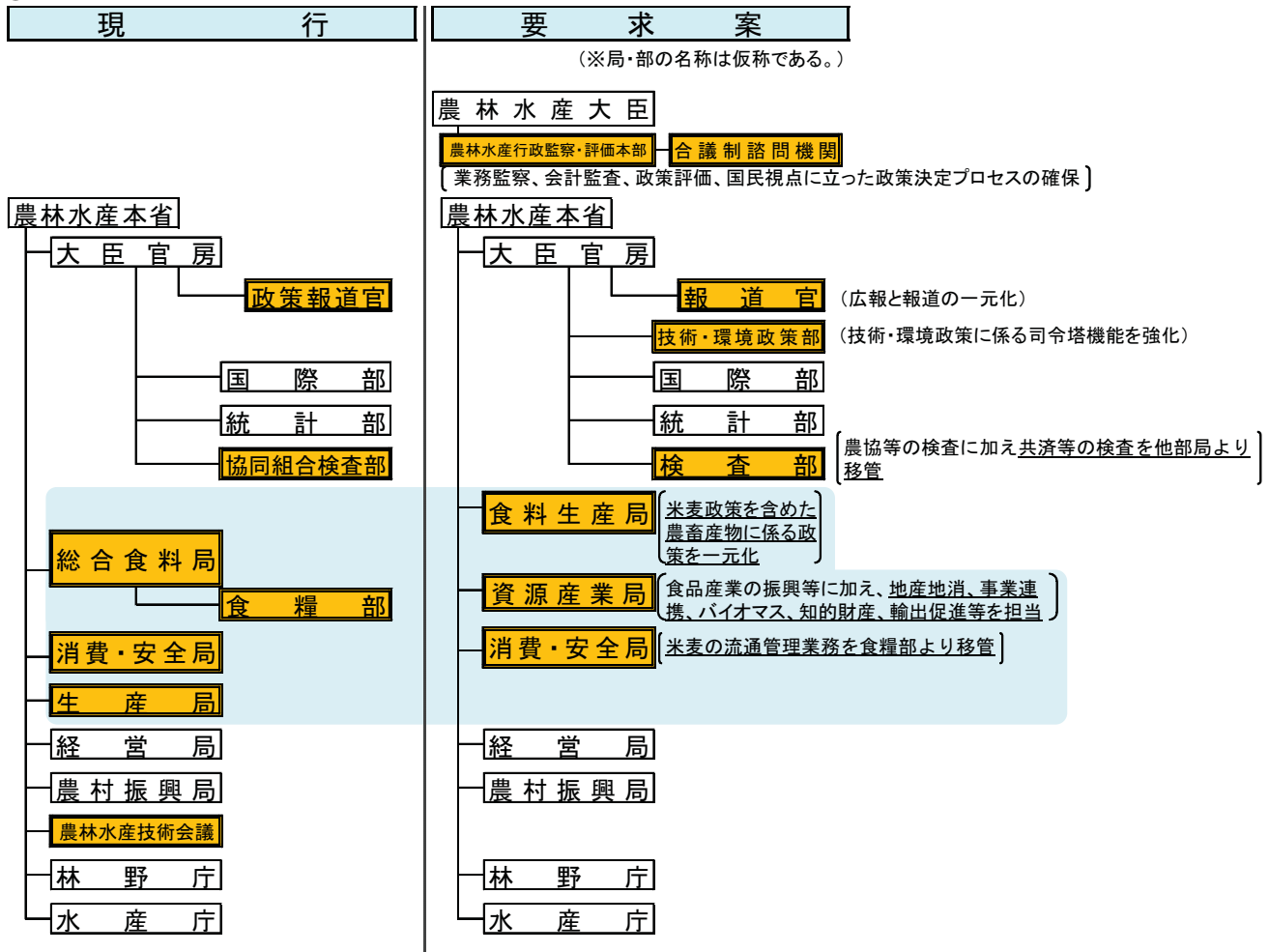
5 国有林野事業、森林国営保険

- 国有林野事業、森林国営保険事業の関係について、その独立行政法人化を前提としていた要求を見直し、現行（21年度）と同様の組織・定員を要求する。

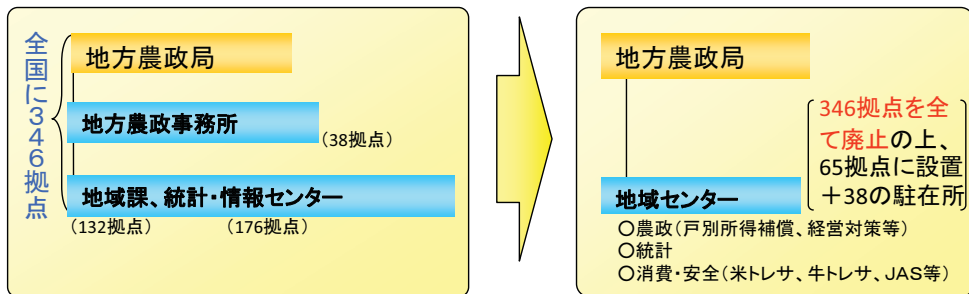
平成22年度 定員要求総括表

	21年度末定員	22年4月1日 現在の定員	備 考
農林水産省全体	25,751	24,543 (▲1,120) (他に現業▲88)	○農林水産省での既定の定員合理化 非現業部門 ▲1,120人 このうち地方農政局 ▲938人 (この他に現業部門(国有林)▲88人) ○新規要求は、動物検疫所、植物防疫所 等を中心に138人
本省庁内部部局	4,759	4,759	○非現業部門の合理化のうち、 ▲182人(1,120-938)の省 全体での割り振りは年末までに決定
地方支分部局	19,132	18,106 (▲938) (他に現業▲88)	
うち地方農政局	14,250	13,312 (▲938)	○業務の重点化 ・米トレーサビリティ等の流通監視業務 +1,100人程度 ・戸別所得補償の実施に必要な統計デー タの整備 +150人程度 以上に対応した業務のスリム化 ・米の売買管理業務 ▲700人程度 ・その他の業務 ▲550人程度 (共通管理部門等)
うち森林管理局・森林管 理署	4,704 (うち現業) 4,654	4,616 (うち現業) 4,566 (▲88)	○組織は現在の体制を維持
うち漁業調整事務所	178	178	
施設等機関等 (動物検疫所 植物防疫所等)	1,860	1,860	

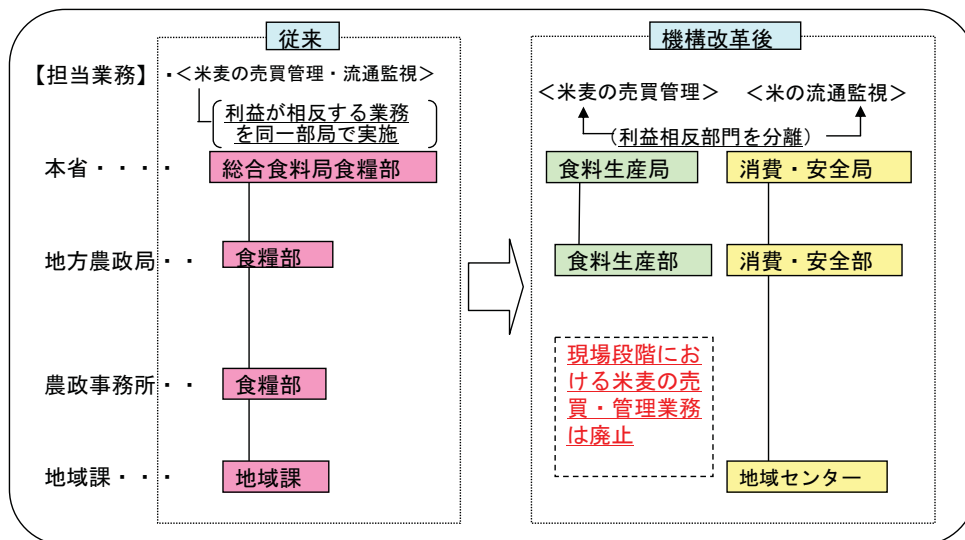
<①：本省組織の再編>



<②：地方における3段階組織の簡素化と現場段階の組織の集約>



<③：利益相反部門の分離と現場段階における米麦の売買・管理業務の廃止>



地域センター(仮称)の管轄区域及び駐在所

(別添3)

(*)各地域センターの名称には、設置する市名を用いている。

都道府県	地域センター(仮称)等の名称	管轄区域	駐在所
北海道	(北海道農政事務所)	札幌市 小樽市 夕張市 岩見沢市 美唄市 江別市 三笠市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡(ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町) 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡(南幌町) 夕張郡 樺戸郡(月形町)	
	函館地域センター	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡	
	旭川地域センター	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 空知郡(奈井江町、上砂川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町) 樺戸郡(浦臼町、新十津川町) 雨竜郡 上川郡(鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町) 勇払郡(占冠村) 中川郡(美深町、音威子府村、中川町) 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡	稚内市
	釧路地域センター	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡	
	帯広地域センター	帯広市 河東郡 上川郡(新得町、清水町) 河西郡 広尾郡 中川郡(幕別町、池田町、豊頃町、本別町) 足寄郡 十勝郡	
	北見地域センター	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡	
	苫小牧地域センター	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 虻田郡(豊浦町、洞爺湖町) 有珠郡 白老郡 勇払郡(厚真町、安平町、むかわ町) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡	
宮城県	(東北農政局)	仙台市 塩竈市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亘理郡 宮城郡 黒川郡(大和町、大郷町、富谷町)	
	大崎地域センター	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 黒川郡(大衡村) 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡	石巻市
青森県	青森地域センター	青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 下北郡	弘前市
	八戸地域センター	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 三戸郡	
岩手県	盛岡地域センター	盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡	宮古市
	奥州地域センター	大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡	
秋田県	秋田地域センター	秋田市 能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 由利本荘市 潟上市 北秋田市 にかほ市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡	北秋田市
	大仙地域センター	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	

都道府県	地域センター(仮称)等の名称	管轄区域	駐在所
山形県	山形地域センター	山形市 米沢市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡	
	酒田地域センター	鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 飽海郡	
福島県	福島地域センター	福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡	会津若松市
	いわき地域センター	いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	
埼玉県	(関東農政局)	埼玉県	熊谷市
茨城県	水戸地域センター	水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡 那珂郡 久慈郡	
	土浦地域センター	土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 つくばみらい市 稲敷郡 結城郡 猿島郡 北相馬郡	筑西市
栃木県	宇都宮地域センター	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 下野市 河内郡 上都賀郡 芳賀郡 下都賀郡	
	大田原地域センター	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷郡 那須郡	
群馬県	前橋地域センター	群馬県	沼田市
千葉県	千葉地域センター	千葉県	君津市 匝瑳市
東京都	東京地域センター	東京都	
神奈川県	横浜地域センター	神奈川県	
山梨県	甲府地域センター	山梨県	
長野県	長野地域センター	長野市 上田市 須坂市 小諸市 中野市 飯山市 佐久市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	佐久市
	松本地域センター	松本市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡	伊那市
静岡県	静岡地域センター	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 牧之原市 賀茂郡 田方郡 駿東郡 富士郡 榛原郡	沼津市
	浜松地域センター	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡 浜名郡	

都道府県	地域センター(仮称)等の名称	管轄区域	駐在所
石川県	(北陸農政局)	石川県	七尾市
新潟県	新潟地域センター	新潟市 三条市 新発田市 加茂市 村上市 燕市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 西蒲原郡 南蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡	佐渡市
	長岡地域センター	長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡	上越市
富山県	富山地域センター	富山県	
福井県	福井地域センター	福井県	敦賀市
愛知県	(東海農政局)	名古屋市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 津島市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 愛知郡 西春日井郡 丹羽郡 海部郡 知多郡	
	豊橋地域センター	豊橋市 岡崎市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 新城市 知立市 高浜市 田原市 幡豆郡 額田郡 西加茂郡 北設楽郡 宝飯郡	
岐阜県	岐阜地域センター	岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 山県市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 加茂郡 可児郡	
	高山地域センター	高山市 飛騨市 郡上市 下呂市 大野郡	
三重県	津地域センター	三重県	伊勢市
京都府	(近畿農政局)	京都府	
滋賀県	大津地域センター	大津市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市	
	東近江地域センター	彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 米原市 蒲生郡 愛知郡 犬上郡 東浅井郡 伊香郡	
大阪府	大阪地域センター	大阪府	
兵庫県	神戸地域センター	神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡	
	姫路地域センター	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	
	豊岡地域センター	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	
奈良県	奈良地域センター	奈良県	
和歌山県	和歌山地域センター	和歌山県	田辺市
岡山県	(中国四国農政局)	岡山県	津山市

都道府県	地域センター(仮称)等の名称	管轄区域	駐在所
鳥取県	鳥取地域センター	鳥取県	米子市
島根県	松江地域センター	島根県	浜田市
広島県	広島地域センター	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡	
	福山地域センター	三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 世羅郡 神石郡	
山口県	山口地域センター	山口県	柳井市
徳島県	徳島地域センター	徳島県	美馬市
香川県	高松地域センター	香川県	
愛媛県	松山地域センター	愛媛県	大洲市
高知県	高知地域センター	高知県	四万十市
熊本県	(九州農政局)	熊本市 荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 宇城市 阿蘇市 合志市 下益城郡 玉名郡 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡 上益城郡	
	八代地域センター	八代市 人吉市 水俣市 上天草市 天草市 八代郡 葦北郡 球磨郡 天草郡	天草市
福岡県	福岡地域センター	福岡市 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 うきは市 朝倉市 みやま市 筑紫郡 糟屋郡 朝倉郡 糸島郡 三井郡 三潁郡 八女郡	久留米市
	北九州地域センター	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡 京都郡 築上郡	
佐賀県	佐賀地域センター	佐賀県	
長崎県	長崎地域センター	長崎県	佐世保市 壱岐市 五島市
大分県	大分地域センター	大分県	宇佐市 豊後大野市
宮崎県	宮崎地域センター	宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 えびの市 宮崎郡 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡	都城市
	延岡地域センター	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	
鹿児島県	鹿児島地域センター	鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 伊佐市 鹿児島郡 薩摩郡 出水郡 始良郡 熊毛郡 大島郡	西之表市 薩摩川内市 奄美市
	鹿屋地域センター	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	

(注) 地方農政局又は北海道農政事務所を設置する一定の地域には、地域センターを設置せず、表中の府県又は市町村を地方農政局又は北海道農政事務所が直接管轄する。